

子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績 【令和3年度実績/令和4年度取組予定】

【評価の基準】「A」：実施（達成）できた、「B」：一部実施（達成）できた「C」：実施（達成）できなかった、「-」：該当事業なし又は当該年度に事業予定なし

| 基本方針             | 施策(節) | 施策No.             | 重点                   | 施策・事業名       | 子ども条例との関係    | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価   | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------------------|-------|-------------------|----------------------|--------------|--------------|--|--|---|---|--|---|
| 1 子どもの主体的な参加ですめる |       |                   |                      |              |              |  |  |   |   |  |   |
| 1-1 子どもの権利の尊重    |       |                   |                      |              |              |  |  |   |   |  |   |
|                  | 01    | 重-1               | 【新規】R2～              | 子ども相談室の運営    | 第9条、第15～23条  | 子育て支援課   | <p>令和2年度主な啓発品配布実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども相談室 ほっとルームリーフレット</li> <li>機関紙(ほっとルーム通信)</li> <li>子ども条例副読本</li> <li>子ども条例広報冊子</li> <li>子ども相談室PRカード</li> <li>子ども条例リーフレット</li> <li>子ども相談室周知ポスター</li> </ul> <p>子ども相談室相談件数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度新規相談 51件</li> <li>令和2年度対応回数 564回</li> </ul> | <p>より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebookを毎月投稿することで、改めて子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。</p> <p>SNS等を活用した情報発信についても検討し、子ども条例及び子ども相談室の普及啓発に努めていく。</p>   | <p>◆主な啓発品配布実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども相談室 ほっとルームリーフレット</li> <li>機関紙(ほっとルーム通信)</li> <li>子ども条例副読本</li> <li>子ども条例広報冊子</li> <li>子ども相談室PRカード</li> <li>子ども条例リーフレット</li> <li>子ども相談室周知ポスター</li> </ul> <p>◆子ども相談室相談件数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度新規相談 77件</li> <li>令和3年度対応回数 1,077回</li> </ul> | A  | <p>◇子どもを含めた市民への啓発品の配布</p> <p>◇より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEを定期的に投稿することにより、子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。</p> <p>◇子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。</p> |
|                  | 02    | 重-1<br>重-3<br>重-6 | 子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実 | 第6条、第7条、第14条 | 子育て支援課       | <p>令和2年度主な啓発品配布実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども相談室 ほっとルームリーフレット</li> <li>機関紙(ほっとルーム通信)</li> <li>子ども条例副読本</li> <li>子ども条例広報冊子</li> <li>子ども相談室PRカード</li> <li>子ども条例リーフレット</li> <li>子ども相談室周知ポスター</li> </ul> <p>活動報告会は無観客での開催となったが、ホームページ上で動画を公開した。また、夏休み前やコロナ禍での子ども相談室の開室時間等についての周知のため、活動報告会とは別に3本の動画を公開した。</p> <p>ウェルカムベビー準備ブックへの子ども条例の掲載については、健康課と連携し、令和3年度から掲載されることとなった。</p> <p>教育委員会と連携し、子ども条例副読本等を活用した授業を小学校及び中学校で実施した。また、副読本指導書を作成する際にも、教育指導主事による、指導書案を用いた模擬授業も実施した。</p> | <p>各種啓発物に関して配布時期を確定させ、計画的に普及啓発を図る。また、市外に通学している市内在住の小学生、中学生に対しても年2回啓発品を配布する。</p> <p>子ども相談室紹介動画を撮影し、子ども相談室を広く周知し、より身近で相談しやすい相談窓口となるよう運営をしていく。</p>  | <p>◆主な啓発品配布実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども相談室 ほっとルームリーフレット</li> <li>機関紙(ほっとルーム通信)</li> <li>子ども条例副読本</li> <li>子ども条例広報冊子</li> <li>子ども相談室PRカード</li> <li>子ども条例リーフレット</li> <li>子ども相談室周知ポスター</li> </ul> <p>◆子ども条例市民講座を開催し、子ども条例について市民へ周知啓発を行った。</p> <p>◆子どもの権利擁護について子ども自身に知ってもらうため市立小・中学校に出向き出張授業を行った。</p> <p>◆子育てハンドブック巻頭ページに子ども条例や子どもの権利擁護の仕組みを掲載し、就学前の子どもと保護者を対象とした広報啓発の方法を工夫した。</p> <p>◆普及啓発の課題を整理するため、市立中学校の1年生を対象に認知度等に関するアンケートを実施した。</p> | A   | <p>◇各種啓発物の配布について計画的な配布を進める。</p> <p>◇子ども条例市民講座を開催するほか、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで市民に対し広く普及啓発を行う。</p> <p>◇市内小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行う。</p> <p>◇子ども相談室紹介動画により、子ども相談室を広く周知し、子育てハンドブックに啓発のページを設ける。</p> <p>◇普及啓発の課題を整理するため、認知度等に関するアンケートを実施する。</p> |   |
|                  |       |                   |                      |              |              | 教育指導課  | <p>・本市の人権教育の指針である「西東京あったか先生」を推進するために、各校の「あったか先生推進教師」が中心となり、教員の人権意識の向上を図った。また、人権教育の研究奨励校の研究を成果を各校へ周知を図った。</p>   | <p>・新型コロナウイルス感染症拡大のため、人権教育推進委員の委員会開催が難しかった。各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換する必要がある。</p>  | <p>◆人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知した。</p> <p>◆各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行った。</p>  | A  | <p>◇人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知する。</p> <p>◇各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行う。</p>   |
|                  | 03    |                   | 人としての権利を尊重する教育の推進    | 第6条、第14条     | 協働コミュニケーション課 | <p>小学生対象の「人権の花」事業を実施した。その他の事業については、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施できず。</p>  | <p>感染対策を実施しながら、小学生対象の「人権の花」「人権メッセージ」事業、中学生対象の「人権作文」事業を実施する。</p>  | <p>◆小学生対象の「人権の花」「人権メッセージ」事業、中学生対象の「人権作文」事業を実施した。</p> <p>◆保育園での人権教室は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった。</p>  | A   | <p>引き続き、人権擁護委員と連携しながら、「人権の花」、「人権メッセージ」、「人権作文」等の事業を通じて、人権の尊重についての教育を推進する。</p>   |   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名          | 子ども条例との関係  | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|-------|----|-----------------|--|---|---|--|---|------|--|
|      |       | 04    |    | 家庭の教育力向上支援事業の推進 | 第5条  | 健康課   | コロナ禍のため、ファミリー学級(1コース3日間、12コース制)を2日制とし、計9コース実施。また、パートナーとの参加も1日のみに変更して実施。<br>・若年ママクラスは、コロナ禍のため、休止期間あり、12回中4回のみ開催。   | 令和3年度も、コロナ対策を踏まえての実施体制を検討し、感染予防をしつつ、妊産婦の不安や孤立感を防げるよう配慮して実施。  | ◆コロナ禍ではあるが、周産期機関での母親学級等が中止されており、本事業への希望者が急増したため、ファミリー学級の実施を1回あたりの人数を減らし2日制、計13コース実施。また、パートナーとの参加も1日のみに変更して実施。<br>◆若年ママクラスは、コロナ禍のため、休6回開催。 | A    | コロナ禍が長期化しており、妊娠・出産について学ぶ機会が減っていることによる、妊産婦の不安や育児手技獲得への負の影響がある。ファミリー学級並びに他事業でも受入れをしているが、限界があるため、実施規模の見直しなどが必要と考える。 |
|      |       | 04    |    |                 |  | 子育て支援課  | 保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施した。  | 保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。   | 保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催できなかった。  | C    | 保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。   |
|      |       | 04    |    |                 |  | 保育課   | 地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座や育児相談の事業を実施し、支援を図った。   | 引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。  | 地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座や育児相談の事業を実施し、支援を図った。   | B    | 引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。  |
|      |       | 04    |    |                 |  | 児童青少年課  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「親子体操」を中止せざるを得なかったが、ベビーマッサージ・赤ちゃん体操等の小規模なイベントを実施することが出来た。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、「三密」をさけるため、参加人数を抑えた小規模のイベント(ベビーマッサージ・赤ちゃん体操等)を実施する。<br>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、「親子体操」の実施を検討する。 | ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「親子体操」を中止せざるを得なかった。<br>◆ベビーマッサージ・赤ちゃん体操等の小規模なイベントを実施することが出来た。   | B    | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、「三密」を避けるため、参加人数を抑えた小規模のイベント(ベビーマッサージ・赤ちゃん体操等)を実施する。                                      |
|      |       | 04    |    |                 |  | 子家セン  | ・新型コロナ感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「パパ集まれ」など交流事業や「わらべうた」など絵本事業を中止した。  | ・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「パパ集まれ」など交流事業や「わらべうた」など絵本事業を中止した。   | B    | ◇引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、広場の利用を継続する。<br>◇交流事業や絵本事業の再開等も状況を見て実施に務める。                                       |
|      |       | 04    |    | 公民館             | ・子育てに関する講座を実施。7講座・述べ63回実施。<br>・学習支援保育付き講座を実施。6講座・延べ89回実施。<br>「子育て中の女性のための日本語講座 親子で楽しむ!絵本のある子育て」(保育付き)(11回)<br>「子育て中の外国人女性のための日本語講座」(保育付き)(22回)<br>「家庭の教育力向上講座 子どもの自立と子どもとの絆を育むかかわり方」(1回)<br>「子育て中の女性のための講座 食育講座 あした、何食べる?」(保育付き)(12回)<br>「子育て中の女性のための講座 手作り絵本をわが子に」(保育付き)(13回)<br>「子育て中の女性のための講座 ノーバディズ・パーフェクト」(保育付き)(19回)<br>「子育て中の女性のための講座 子育てママの家と心の整理」(保育付き)(12回)<br>「子どもの課題を考える講座① 思春期の子どものココロに寄り添う」(3回)<br>「人権講座 子どもの権利を考える」(4回) | ・子育てに関する講座を実施する。<br>・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。 | ◆子育て、教育に関する講座を実施した。<br>7講座・延べ42回実施。<br>・「子育て中の人のための講座 身近な人を大事にする」(保育付き)(10回)<br>・「家庭の教育力向上講座」(5回)<br>・「教育講座」(4回)<br>・「思春期の子どもに向き合うための講座」(3回)<br>・「子どもの課題を考える講座」(1回)<br>・「現代的課題を考える講座 ゆっくりと未来に向かおう」(5回)<br>◆子どもとその保護者が参加できる講座・事業を実施した。<br>10事業・延べ20回実施。(後記【子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興】参照) | A  | ◇子育てに関する講座を実施する。<br>◇働いている保護者も参加可能な日時に、子育てに関する講座や子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。  |      |  |
|      |       | 05    |    | 里親制度(養育家庭)の推進   | 第8条  | 子家セン  | ・都と連携し、養育家庭体験発表会を10月に開催した。<br>・児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加した。<br>・コロナ禍で、イベント等が中止になる中、ホームページ等で里親等に関する情報提供を行った。  | 今後も継続する  | ◆都と連携し、養育家庭体験発表会を10月に開催した。<br>◆児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加した。<br>◆コロナ禍でイベント等が中止になる中、ホームページ等で里親等に関する情報提供を行った。             | A    | 今後も継続する。   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名   | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課            | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|-------|-------|----|--|-----------|---------------------------|--|---|--|------|---|
|      | 1-1   | 06    |    | スキップ教室(適応指導教室)の充実  | 第9条       | 教育支援課                     | <p>不登校の背景について、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境、学校生活状況等から総合的に見立てを行い、その見立てを指導員で共有し、支援、指導を行った。</p> <p>また、通室児童生徒の在籍校と連絡を密に取り合い、スキップ教室での様子やスキップ教室で立てた通室目標や指導方針を共有した。</p> <p>各スキップ教室の主任指導員と月1回会議し、教室全体についての方針を確認し、教室内の児童生徒の様子・状態の理解の共有・方針の確認を行った。</p> <p>月1回の事例検討会議では、児童・生徒一人ひとりの理解と方針を協議し、指導員全員で共有して組織的に対応した。中学3年生の通室生徒については、全員、高校進学のために学校復帰を果たした。</p> <p>指導員が中1不登校未然防止委員会に参加し、教員との情報交換を行い、不登校傾向の児童・生徒への対応について、助言した。</p> | <p>児童・生徒の社会的自立を目指し、個別の教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。</p> <p>適応指導教室指導員が通室児童・生徒の在籍校と密に連絡を取り合いながら、通室目標や指導方針を明確にする。中1不登校未然防止委員会でスキップ教室、ニコモルームに通う生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校での不登校未然防止に生かす。</p> <p>スキップ教室ニコモルーム教育相談センターの合同の方針検討会議を開催し、不登校児童・生徒一人ひとりについての適切な支援等を総合的に検討していく。</p> | <p>◆学校に登校しない・できない児童・生徒の背景について、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境、学校生活状況等から総合的に見立てを行い、その見立てを適応指導教室の指導員に共有し、子どもの状況に応じた支援や指導を行った。</p> <p>◆スキップ教室の指導員が通室児童・生徒の在籍校や教育相談員と連絡を密に取り、スキップ教室での様子、通室目標や指導方針等について情報を共有し、適切な支援に繋がるよう努めた。</p> <p>◆スキップ教室では事例検討会議を通して児童・生徒一人ひとりへの理解と子どもに応じた支援策の検討等を行い、指導員全員で情報を共有して組織的に対応を行った。</p> <p>◆教員とスキップ指導員の情報交換等の場として、中1不登校未然防止委員会を開催し、不登校傾向の児童・生徒の対応について意見交換を行った。</p> <p>◆スキップ教室に通う中学3年生の生徒29名については、生徒全員が高等学校に進学し、入学と同時に学校復帰を果たした。</p> | A    | <p>◇引き続き、児童・生徒の社会的自立を目指し、個別の教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。</p> <p>◇スキップ教室指導員が通室児童・生徒の在籍校と密に連絡を取り合いながら、通室目標や指導方針を明確にするとともに、中1不登校未然防止委員会でスキップ教室、ニコモルームに通う生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校と連携を図りながら不登校の未然防止に努める。</p> <p>◇日頃から児童・生徒の情報の共有を行い、スキップ教室、ニコモルーム、教育相談センターの円滑な連携が図れるよう努めるとともに、関係機関との連携を図りながら不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添い適切な支援を行う。</p> |
|      |       | 07    |    | <p>【名称変更】R2～子ども自身が相談しやすい体制の充実</p> <p>↑</p> <p>(旧名称)子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討</p> | 第9条       | <p>子家セン</p> <p>子育て支援課</p> | <p>◆令和2年度は子育て支援課子ども相談係と連携し、子ども自身からの相談に関しては、子ども相談係でチラシ等を作成し配布した。また、市内公立小学生・中学生の親に対して、は「つらいときはひとりで悩まないで相談してください」というチラシを作成して配布した。</p> <p>◆市ホームページに子ども家庭支援センターの案内を掲載している。</p>  | 今後継続する  | <p>◆令和3年度も引き続き子育て支援課子ども相談係と連携し、チラシの配布を共同で行った。子ども家庭支援センターでは、市内公立小学生・中学生の親に対して、は「つらいときはひとりで悩まないで相談してください」というチラシを作成して配布した。</p> <p>◆市ホームページに子ども家庭支援センターの案内を掲載している。</p>   | A    | 今後継続する。   |
|      |       | 08    |    | スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化  | 第9条       | 教育支援課                     | <p>子どもからの新規相談件数:25件</p> <p>※全新規相談件数:51件</p>  | <p>より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebookを毎月投稿することで、改めて子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。</p> <p>SNS等を活用した情報発信についても検討し、子ども条例及び子ども相談室の普及啓発に努めていく。</p>   | <p>◆子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施しているほか、手紙、FAXでの相談も受け付けている。</p> <p>◆子どもからの新規相談件数:27件</p> <p>※全新規相談件数:77件</p>   | A    | <p>◇引き続き子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施するほか、手紙、FAXでの相談を行う。</p> <p>◇より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEの定期的な投稿等により子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることを併せて周知していく。</p>  |
|      |       | 08    |    | スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化  | 第9条       | 教育支援課                     | <p>全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置した。昨年度都スクールカウンセラーの増員を要望し、令和2年度は中学校2校に配置の増となった。</p> <p>さらに新型コロナウイルス感染症対策の影響で通常とは異なる状況の中、自殺予防のための支援・相談体制の強化や、児童・生徒の心のケアの充実を図るため、希望のあった小中学校に対して、東京都公立学校スクールカウンセラーの追加派遣を行った。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの巡回では、問題の初期段階で適切な対応を行えるよう教員に助言した。スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育相談センター職員・市の関係職員との情報交換や教育委員会の方針について共有化を図った。</p> <p>今後も都スクールカウンセラーの増員を要望し、次年度も続けていく。</p>  | <p>引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、増員を要請する。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーの巡回で問題の初期段階で適切な対応を行えるよう教員に助言する。</p> <p>スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育相談センター職員・市の関係職員との情報交換や教育委員会の方針について共有化を図る。</p>  | <p>◆全市立小・中学校全校に東京都のスクールカウンセラーを各校1名配置し、配置校に年間38回派遣を行った。</p> <p>◆田無第一中学校及び保谷中学校については学校の実態やニーズに基づいた支援の一層の充実のため、東京都公立学校スクールカウンセラー追加配置を活用し、追加配置を行った。</p> <p>◆東京都が緊急自殺予防対策として、自殺予防のための支援・相談体制の強化と児童・生徒の心のケアや相談対応の一層の充実に向けた東京都公立学校スクールカウンセラーの追加派遣募集を行ったことから、希望のあった11校に対して26回追加派遣を実施した。</p>  | A    | <p>◇引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、配置校にスクールカウンセラーを派遣する。</p> <p>◇スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育委員会等との情報交換を行い、情報の共有化を図る。</p>  |

| 基本方針 | 施策(節)  | 施策No. | 重点         | 施策・事業名                       | 子ども条例との関係    | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価  | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|--------|-------|------------|------------------------------|--------------|--|--|--|---|---|--|
|      |        | 09    |            | 【新規】R2～学校における人権教育の実施         | 第14条         | 教育指導課  | ・「西東京あったか先生」の本市の人権教育の指針に基づき、各校は東京都作成の人権教育プログラムを参考にし、人権課題を設定し、多様性を尊重する授業を展開した。  | 「西東京あったか先生」の取組を継続し、性的マイノリティを人権課題とした授業を道徳科等で実施し、生徒主体の校則の見直しなどの実現を図っていく。   | ◆「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科等で実施した。<br>◆生徒主体の校則の見直しなどを推進した。  | A   | 「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科等で実施していく。    |
|      |        | 10    |            | 子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進      | —            | 子育て支援課   | なし   | 庁内の取組の把握に努めるとともに、プログラムの実施方法、実施機関等について検討する必要がある。  | 子ども条例副読本配布、市立小・中学校での出張授業を行い、子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行った。   | A   | 子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行う。                     |
|      |        | 11    | 重-10       | 要保護児童対策地域協議会の活用              | 第4条第6条第8条    | 子家セン   | ・切れ目のない支援として未就学部会、発達支援部会、就学部会と部会形式に分け、それぞれ関係する職員が集まり、部会を通して要支援児童等の情報や支援について共有し連携を図った。<br>・関係機関向けに現場での児童虐待対応の基本講座(虐待防止支援員養成講座)や専門家による研修(テーマ別研修)を1回実施した。<br>・未就学部会として基幹型保育園(地域子育て支援センター)、健康課で基幹型センター園会議を3回開催し、気になる児童、保護者について情報共有を行った。<br>・個別ケースの支援を協議するためケース検討会議を102回実施した。 | 今後も継続する。子育て支援課子ども相談係との連携について模索していく。  | ◆切れ目のない支援として未就学部会、発達支援部会、就学部会と部会形式に分け、それぞれ関係する職員が集まり、部会を通して要支援児童等の情報や支援について共有し連携を図った。<br>◆関係機関向けに現場での児童虐待対応の基本講座(虐待防止支援員養成講座)や専門家による研修(テーマ別研修)を1回実施した。<br>◆未就学部会として基幹型保育園(地域子育て支援センター)、健康課で基幹型センター園会議を3回開催し、気になる児童、保護者について情報共有を行った。<br>◆個別ケースの支援を協議するためケース検討会議を77回実施した。 | A   | 今後関係機関との情報連携を継続する。   |
|      |        | 12    |            | 虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討         | 第5条第6条第7条第8条 | 子家セン   | ・親を対象とした、虐待や虐待の再発を防止するための学習の機会等について、コロナ禍を踏まえ対面による開催に代えて、未就学児、小学校1年生の親に「体罰などによらない子育てハンドブック」を配布し、虐待や虐待防止に係る周知・啓発を行った。  | ・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。   | 親を対象とした、虐待や虐待の再発を防止するための学習の機会等について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため対面による開催に代えて、未就学児、小学校1年生の親に「体罰などによらない子育てハンドブック」を配布し、虐待や虐待防止に係る周知・啓発を行った。  | A   | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。                    |
|      |        | 13    | 重-1        | 虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実 | 第6条第8条       | 子育て支援課   | 子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関について情報提供を行った。   | 子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。   | 子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関について情報提供を行った。  | A   | 子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。                           |
|      | 子家セン   |       |            |                              |              | ・関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。<br>・関係機関に児童虐待防止パンフレットを配布した。<br>・児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、市報1面での広報やFM西東京でのPR、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。 | ・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。   | ◆関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。<br>◆田無警察署と連携し、子どもが訪れる商業施設等を中心に児童虐待防止啓発活動を行った。<br>◆児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、市報1面での広報やFM西東京でのPR、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。 | A   | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら今後も事業の継続に努める。                                    |  |
|      |        | 14    | 重-1<br>重-3 | 子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供      | 第14条         | 子育て支援課   | 教育委員会と連携し、子ども条例副読本等を活用した授業を小学校及び中学校で実施した。また、副読本指導書を作成する際にも、教育指導主事による、指導書案を用いた模擬授業も実施した。副読本指導書の原案は令和2年度中に完成した。  | 教育委員会と連携し、子ども条例副読本等を活用した授業を昨年度以上に実施をしていく。副読本指導書は令和3年度中に印刷・製本し、各小学校に配布する。   | ◆子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。<br>◆小学校の授業で活用する副読本指導書を完成させた。   | A   | ◇子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。<br>◇副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に配布する。 |
|      | 児童青少年課 |       |            |                              |              | 児童館の指導において、子どもたちの権利を侵害することがないよう、児童館職員研修を通じて指導を行った。   | 子ども相談室と協力し、児童館イベント時に子どもの権利について学ぶ機会を設ける。児童館職員研修において、子どもの権利について指導を行う。  | ◆児童館の指導において、子どもたちの権利を侵害することがないよう、児童館職員研修を通じて指導を行った。<br>◆サマー子ども教室において、子ども相談室と協力し、児童館イベント時に子どもの権利について学ぶ機会を設けた。   | A   | ◇子ども相談室と協力し、児童館イベント時に子どもの権利について学ぶ機会を設ける。<br>◇児童館職員研修において、子どもの権利について指導を行う。 |  |
|      | 子家セン   |       |            |                              |              | ※子育て支援課で実施   | 「子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供」は子育て支援課と調整する。   | ※子育て支援課で実施   | —   |   |  |

| 基本方針             | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名  | 子ども条例との関係          | 後期計画(R2年度～)担当課                          | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価                         | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------------------|-------|-------|----|---|--------------------|---|--|---|--|------------------------------|--|
| 1-2-1 地域のシステムづくり |       |       |    |   |                    |   |  |   |  |                              |  |
|                  | 01    | 重-2   |    | 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進                                | 第13条               | 児童青少年課                                  | 中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったが、参加を予定していた各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。                       | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、中高生年代プロジェクトの支援及び各館において実施している中高生事業の推進を引き続き実施する。  | 中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場には参加者のみが来場する形で開催した。  | A                            | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、中高生年代プロジェクトの支援及び各館において実施している中高生事業の推進を引き続き実施する。   |
|                  |       |       |    |   |                    | みどり公園課                                  | コロナ禍ではあったが、指定管理者が「プレーパーク」や「四季を楽しむクラフト」などの事業を実施した。また、小規模公園を対象とした「見つけよう！お気に入りのLittle Park」をWeb配信した。                | 指定管理者の事業をはじめ、更なる子ども対象の企画に取組む。イベント等が西東京いこいの森公園に集中してしまうため、小規模公園等の活用も検討する必要がある。  | ◆指定管理者が子どもが参加しやすい事業として「プレーパーク」や「四季を楽しむクラフト」などの事業を実施した。<br>◆コロナ禍であったため、身近な小規模公園などでの楽しみ方を提案する「20分おさんぽラリー」をWebを活用して実施した。  | A                            | 指定管理者の事業をはじめ、引き続き子ども対象の企画に取組む。   |
|                  | 02    | 重-4   |    | 児童館の親子で参加できる行事や企画の充実                                      | 第13条               | 児童青少年課                                  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかったが、乳幼児と保護者向けの事業については人数制限をしながら実施した。                                 | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、親子で参加できるイベントを実施していく。   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、乳幼児と保護者向けの事業については人数制限をしながら実施した。   | A                            | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、親子で参加できるイベントを実施していく。  |
|                  | 03    | 重-2   |    | 【名称修正】R2～子ども参画による広報誌づくりの継続<br>↑<br>【旧名称】子ども参画による広報紙づくりの実施 | 第13条               | 図書館                                     | メール、電話、FAXを使い、YA世代が参加しやすいリモートでの共同編集を行った。   | イベントや図書館の広報物を活用し、YA向け情報誌「CATCH」の新規編集者の採用、人員確保を行う。今後もYA世代が参加しやすい方法で共同編集を実施する。  | ◆メール、電話、FAXを使い、YA世代が参加しやすいリモートでの共同編集を行った。また、新規編集者の募集について中学校・高等学校に加えて小学校(小学6年生対象)にも広報活動を行い、人員確保を行った。<br>◆YAを対象としたワークショップにてCATCHの広報もを行い、周知に努めた。  | A                            | YA向け情報誌「CATCH」の共同編集において、対面での編集会議とリモートでの編集作業を併用し、YA世代が編集に参加しやすい環境を継続する。   |
|                  | 04    | 重-3   |    | 子ども調査の推進  | 第13条               | 児童青少年課                                  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかったが、児童館利用者等への聞き取りのみ実施できた。   | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施していく。   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きなイベントは実施出来なかったが、事業の児童館利用者等への聞き取りは実施できた。  | B                            | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施していく。  |
| 図書館              |       |       |    |   |                    | ・アンケート結果を参考にして「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」策定した。 | アンケート実施の予定なし   | -   | -  | 図書館計画策定の準備として、利用者アンケートを実施予定。 |  |
|                  | 05    |       |    | 防犯対策の充実   | 第4条<br>第6条<br>第11条 | 危機管理課                                   | ・下校時間帯における青色防犯パトロールの実施<br>・各団体の個別パトロールへの参加<br>・市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動<br>・防犯活動団体へ補助金の交付                        | 【コロナ禍により取組変更の予定あり】<br>・下校時間帯における青色防犯パトロールの実施<br>・GW、全国地域安全運動期間中における地域合同パトロールの実施<br>・コロナ禍における各団体との個別的なパトロール実施<br>・市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動<br>・防犯活動団体への補助金交付及びリーダー連絡会の開催<br>・小学校における地域安全マップ作製支援の実施<br>・犯罪発生時における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 | ◆コロナ禍における各団体との個別的なパトロール実施<br>◆市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動<br>◆防犯活動団体への補助金交付<br>◆小学校における地域安全マップ作製支援の実施<br>◆犯罪発生時における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施<br>◆各種機会を通じた防犯マニュアルの配布<br>◆特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付<br>◆特殊詐欺被害防止啓発用動画作成<br>◆わんわんパトロールへの参加協力依頼 | A                            | ◇コロナ禍における各団体との個別的なパトロール実施<br>◇市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動<br>◇防犯活動団体への補助金交付<br>◇小学校における地域安全マップ作製支援の実施<br>◇犯罪発生時における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施<br>◇各種機会を通じた防犯マニュアルの配布<br>◇特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付<br>◇特殊詐欺被害防止啓発用動画普及<br>◇わんわんパトロールへの参加協力依頼 |
|                  |       |       |    |   |                    | 児童青少年課                                  | 児童館・学童クラブ職員研修のなかで、危機管理等、防犯意識を高めることを目的とした研修を行った。<br>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から小中学校の「子ども110番ピーポくんの家」の活動は中止せざるを得なかった。 | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。  | ◆複数の学童クラブにおいて防災、防犯意識を高めることを目的とした避難訓練を行った。<br>◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から小中学校の「子ども110番ピーポくんの家」の活動は規模を縮小せざるを得なかった。   | B                            | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。   |

| 基本方針  | 施策(節) | 施策No. | 重点                     | 施策・事業名  | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価   | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|-------|-------|-------|------------------------|---------|-----------|--|---|--|--|--|--|
|       |       |       |                        |         |           | 教育指導課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各市立学校においては学校安全計画を作成する際に、東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、内容の工夫及び改善を行うよう指導・助言し、安全教育のより一層の充実を図った。また、市内で起こった事故を校長会等で共有し、事故の再発に努めた。</li> <li>市内全小学校の安全連絡会にて引き続き地域支援による安全確保の取組を行った。</li> <li>スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を継続し、安全教育のより一層の質の向上を図った。</li> <li>東京都教育委員会作成の安全教育プログラムを活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行った。</li> <li>市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行った。</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止のためスクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導は中止としたが、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。</li> <li>東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。</li> </ul> | B  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行う。</li> <li>市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。</li> <li>スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。</li> <li>東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。</li> </ul> |  |
|       |       | 06    | 青少年育成会への支援の充実          | 第5条第7条  | 児童青少年課    | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各小学校区で地域活動をする育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。また、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会も中止せざるを得なかった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行っていく。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各小学校区で地域活動をする育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。</li> <li>育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会も中止せざるを得なかった。</li> </ul>  | C  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行っていく。</li> </ul>   |  |
|       |       |       |                        |         |           | 児童青少年課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館、学童クラブ事業を中止せざるを得なかった。また、地域で活動をする育成会の活動もほとんどが中止になってしまった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、市内の産業と直接触れ合う機会を設けていく。各小学校区の青少年育成会の活動の支援を行っていく。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童館、学童クラブでは規模の大きいイベントを実施出来なかった。</li> <li>地域で活動をする育成会の活動もほとんどが中止になってしまった。</li> </ul>  | C  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、市内の産業と直接触れ合う機会を設けていく。</li> <li>各小学校区の青少年育成会の活動の支援を行っていく。</li> </ul>                        |
|       |       |       |                        |         |           | 産業振興課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「親子で野菜づくりにチャレンジ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</li> <li>【農のアカデミー体験実習農園】幼稚園・小学校単位で参加(9月・10月・11月実施)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「親子で野菜づくりにチャレンジ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</li> <li>【農のアカデミー体験実習農園】幼稚園・保育園・小学校単位で参加(春・秋実施予定)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「親子で野菜づくりにチャレンジ」は中止した。</li> <li>「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加した。(4月・7月・9月・10月・11月実施)</li> </ul>                            | B  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「親子で野菜づくりにチャレンジ」を実施予定</li> <li>「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・6月・7月・9月・10月・11月実施予定)</li> </ul>                    |
| 1-2-1 |       | 07    | 農業体験・ものづくり体験・地域活動体験の拡充 | 第4条第13条 | 公民館       | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染防止対策のため、鑑賞等の密接を避けた方法の主催事業は実施したが、ものづくり体験等の講師が受講者と近距離で指導する必要がある事業の企画は避けた。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染予防に留意した子ども対象事業を実施する。</li> <li>地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍のため、密接を伴うものづくり体験の講座は実施しなかった。</li> <li>子どもとその保護者を対象として、ものづくりを体験する講座を実施した。2講座・延べ2回実施。</li> <li>「インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座～みんなでのしくアート!」(1回)</li> <li>「親子講座 ネイチャークラフトを楽しもう」(1回)</li> <li>地域活動につながる子ども対象講座を実施した。1講座・3回</li> <li>「地域防災講座 防災Jr.リーダー養成講座」(3回)</li> </ul>  | A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意した子ども対象事業を実施する。</li> <li>地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。</li> <li>青少年を対象とした地域課題を取り上げた講座を実施する。</li> </ul>   |  |
|       |       |       |                        |         |           | 地域共生課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会を明るくする運動のあいさつ強化週間への協力は、新型コロナウイルス感染防止対策で中止となり、実施できなかった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染防止対策を図りつつ、社会を明るくする運動のあいさつ活動に協力する。また、小学校区ごとのふれまち住民懇談会独自の活動として地域パトロール、地域まつりへの協力参加などを行っていく。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「あいさつ運動」は開催見送りとなった。</li> <li>ふれまち住民懇談会ごとに地域のパトロールを地域清掃と合わせて実施した。</li> <li>地域行事の実施時には、積極的にスタッフ・ボランティアとして参加することができた。</li> </ul> | B  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りつつ、社会を明るくする運動のあいさつ活動に協力する。</li> <li>小学校区ごとのふれまち住民懇談会独自の活動として地域パトロール、地域まつりへの協力参加などを行っていく。</li> </ul> |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点         | 施策・事業名  | 子ども条例との関係  | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価   | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|-------|------------|---|------------|---|--|---|--|--|--|
|      |       | 08    | 重-2<br>重-4 | 【名称変更】R2～地域の人材発掘・養成・活用の推進<br>↑<br>〔旧名称〕地域の人材発掘・養成・活用の推進(プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む) | 第4条<br>第7条 | 地域共生課   | 都立高校の奉仕活動授業での講演の依頼なし。<br>小学校・中学校の総合的な学習の時間において、学校と新型コロナウイルス感染症の感染予防のうえでの実施方法について検討、調整した。福祉体験授業(点字体験・手話体験)をボランティア団体の協力のもと実施し、児童、生徒へ学びの機会を提供した。<br>本年は、校長会を通じての周知を行うことができなかった。 | 都立高校の奉仕活動授業での講演は要望に基づき実施する。<br>小学校・中学校での総合的な学習の時間において、福祉体験授業をコロナ禍でも実施できるよう様々な調整を行い、登録ボランティア・ボランティア団体などの協力のもと、昨年同様に実施する。<br>校長会や広報を利用して一層の周知を予定。 | ◆都立高校の奉仕活動授業での講演依頼はなかった。<br>◆小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、福祉体験授業をボランティア団体や障がい当事者(盲導犬)に協力いただき実施し、児童、生徒へ学びの機会を提供した。<br>◆印刷物「ボランティアって、なあに?」を、小学校高学年から中学生を対象にボランティア啓発のため作成した。<br>◆本年は、校長会を通じての周知を行うことができなかった。  | A  | ◇都立高校への関わり方について検討する。<br>◇小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、登録ボランティア・ボランティア団体などと連携し、協力していく。<br>◇ボランティア活動啓発として「ボランティアって、なあに?」を市立小中学校に児童・生徒への配布を依頼し、「夏!体験ボランティア西東京2022」へ参加を促す。 |
|      |       | 09    |            | 各国の子どもが集える事業の検討   | 第7条        | 文化振興課   | 実績なし。  | 令和3年度実施予定なし。  | 実績なし。  | —  | 実施予定なし。  |
|      |       | 10    |            | 市報や市のホームページの子ども向け情報の充実  | 第13条       | 秘書広報課   | ・市報では、写真やイラストを用い子どもたちの興味を持ってもらえるよう留意した。また、1月1日号では、西東京市誕生20周年を市内公立保育園の協力を得て1面を企画するなど周知を図った。<br>・ホームページでは、夏休みの時期に「夏休み子ども向けイベント情報」を設置、特集コーナーを作成し、夏休み特集コーナーのバナーを掲載した。            | 引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。   | ◆市報については、写真やイラストを用いるなどして、子ども達が興味を持てるように努めた。<br>◆ホームページについては、キッズページをリニューアルした。<br>リニューアルの際には子ども達にアンケートを取り、ニーズを把握した。<br>◆新型コロナウイルスのことやSDGsの子ども向けページを作成した。   | A  | 引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。  |
|      |       | 11    |            | 子どもに必要な情報を届けるしくみの整備   | 第13条       | 子育て支援課  | 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、小中学校等を通して広く子どもに配布し、子どもの権利や相談窓口について周知した。<br>また、暮らしの便利帳にも子ども条例について掲載をした。   | キッズページのトップページにある「なやみごと相談室」をクリックすると「どんなことでも相談できるよ(メール相談受付フォーム)」のリンクが最上部に来るよう改善を図る。   | ◆ホームページでは、夏休み特集ページを作成し、特集コーナーのバナーをトップページに掲載した。<br>◆キッズページのトップページにある「なやみごと相談室」をクリックすると「どんなことでも相談できるよ(メール相談受付フォーム)」のリンクが最上部に来るよう改善を図った。<br>◆子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。<br>◆「ほっとルーム通信」は、市内在住の全小・中学生に配布したほか、市内の高等学校や公共施設に配布を行った。 | A  | ◇市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。<br>◇子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、子どもに読みやすい内容となるよう心掛ける。<br>◇市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布を行う。                            |
|      |       |       |            |   |            |   | 文化振興課  | ・平易な日本語及び英語・中国語・ハンダによる生活便利帳の冊子を作成した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。<br>・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハンダで毎月1回「くらしの情報」を発行した。                      | 令和3年度は配布予定。<br>より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。   | ◆やさしい日本語及び英語・中国語・ハンダによる生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。<br>◆市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハンダで毎月1回「くらしの情報」を発行した。<br>◆「外国から来た保護者のための小学校入学前説明会」をオンラインで実施し、日本の小学校の決まりや、学校で必要な道具等についてやさしい日本語で説明し、英語・中国語で質問を受付けた。 | A  |
|      |       | 12    |            | 子ども向け情報提供方法の検討  | 第13条       | 秘書広報課   | ・ホームページでは、夏休みの時期に「夏休み子ども向けイベント情報」を設置、夏休み特集コーナーを作成し、夏休み特集コーナーのバナーを掲載した。   | 市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。  | ホームページでは、夏休み特集ページを作成し、特集コーナーのバナーをトップページに掲載した。  | A  | 市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。   |
|      | 教育企画課 |       |            |   |            | 全紙面横書き、写真やイラストの充実、ユニバーサルフォント及びカラーを用いるなど誰もが読みやすい紙面づくりを目指した。  | 引き続き、子どもたちが読みやすく、興味が持てるような記事の作成に努める。<br>広報紙の発行については市のツイッターで周知する。   | 広報紙について、誰もが読みやすい紙面づくりを心掛けた。最新の情報を学校と連携し、定期的にツイッターを利用した情報発信に努めた。   | A  | 引き続き、子どもたちが読みやすく、興味が持てるような記事の作成に努め、ツイッターを利用した情報発信に努める。   |  |
|      | 教育指導課 |       |            |   |            | 西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、児童生徒の情報活用能力向上を図るために、タブレット端末の環境整備を行った。 | 西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言していく。  | 西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言した。   | A  | 西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言する。  |  |

| 基本方針         | 施策(節) | 施策No. | 重点         | 施策・事業名              | 子ども条例との関係    | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|--------------|-------|-------|------------|---------------------|--------------|----------------|---|--|---|------|--|
|              |       | 13    |            | 有害情報からの子どもの保護       | 第11条         | 児童青少年課         | 東京都より配布されるリーフレット等による啓発活動や育成会への情報提供に努めた。   | 引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。  | 東京都より配布されるリーフレット等による啓発活動や育成会への情報提供に努めた。   | A    | 引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。  |
|              |       |       |            |                     |              | 教育指導課          | ・各校で、総合的な学習の時間における情報等に係る現代的諸課題に対応する横断的・総合的な課題や、セーフティ教室における非行防止・犯罪被害防止に係る内容として、有害情報に関する指導を実施した。<br>・SNS東京ルールを踏まえて、SNS学校ルールを見直し、工夫・改善を図るとともに、SNS家庭ルールの過程での活用が図られるよう保護者への啓発を行った。 | 令和3年度については、児童生徒が西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、1人1台のタブレットを使用していることで、インターネット上の有害情報を受ける懸念があるため、情報モラル教育に力を入れた研修を組んでいく。 | 令和3年度については、児童生徒が西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、1人1台のタブレットを使用していることで、インターネット上の有害情報を受ける懸念があるため、情報モラルや著作権についての教員研修を行った。                                     | A    | 西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットを活用を図り、情報活用能力の育成を図る。  |
| 1-2-2 居場所づくり |       |       |            |                     |              |                |   |  |   |      |  |
|              |       | 01    | 重-2<br>重-3 | 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進 | 第12条<br>第13条 | 子育て支援課         | 庁内での子ども参加・子どもの意見表明などの具体的な取組状況を調査し、子ども施策推進本部会議にて事例紹介した。  | 子ども参加の手法等について、庁内に周知することで取組を推進する。   | 各種庁内会議の場において、子どもの意見聴取を実施するように積極的な周知に努めた。  | B    | 子どもを対象とした子どもの居場所と学習支援についてのアンケートを実施し、子どもの意見聴取に努める。<br>また、アンケート結果を子ども施策推進本部を通して庁内で共有する。                    |
|              |       |       |            |                     |              | みどり公園課         | 泉小わくわく公園協議会と指定管理者の協働で泉小わくわくDAYを実施した。その中で、ボール広場での花火コーナーや、防災クイズラリーなどの取り組みを実施した。   | 泉小わくわく公園協議会と指定管理者で、地域ニーズにあったイベント実施に取り組む中で、高齢者から子供までが地域コミュニティの場になるような取り組みを検討していく。                           | 泉小わくわく公園協議会と指定管理者の協働で泉小わくわくDAYを実施した。その中で、ボール広場での花火コーナーや、防災施設紹介一などの取り組みを実施した。  | A    | 泉小わくわく公園協議会と指定管理者で、地域ニーズにあったイベント実施に取り組む中で、高齢者から子供までが地域コミュニティの場になるような取り組みを検討していく。                         |
|              |       | 02    |            | 子ども参画による生涯学習事業の推進   | 第13条         | 児童青少年課         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかったが、中高生年代プロジェクトについては、実行委員会において、高校生スタッフ自らが企画し、運営の一端を担うことができた。感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったものの、各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。            | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きなイベントは実施出来なかった。中高生年代プロジェクトについては、実行委員会において、高校生スタッフ自らが企画し、運営の一端を担うことができた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場には参加者のみが来場する形で開催した。 | B    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。  |
|              |       | 03    | 重-4        | 児童館の再編成と機能の充実       | 第12条<br>第13条 | 児童青少年課         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかった。  | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上を目指す。     | 令和4年度に、「児童館等再編成方針実行計画」を策定する予定である。   | A    | 令和4年度中に策定する、「児童館等再編成方針実行計画」に則した対応を実施する。  |
|              |       | 04    | 重-5        | 青少年センター機能の充実        | 第12条<br>第13条 | 児童青少年課         | 児童館ランチタイムを新町児童館と保谷柳沢児童館でも実施し、好評を得た。サマー子ども教室は、芝久保公民館と谷戸公民館において一般児童を対象に開催し、好評を得た。   | 児童館ランチタイムの実施館を拡充する。サマー子ども教室は、実施館を拡充して一般児童を対象とした教室形式での開催を検討する。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きなイベントは実施出来なかった。   | C    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上を目指す。 |
|              |       |       |            |                     |              | 児童青少年課         | 児童館ランチタイムを新町児童館と保谷柳沢児童館でも実施し、好評を得た。サマー子ども教室は、芝久保公民館と谷戸公民館において一般児童を対象に開催し、好評を得た。   | 児童館ランチタイムの実施館を拡充する。サマー子ども教室は、実施館を拡充して一般児童を対象とした教室形式での開催を検討する。  | 児童館ランチタイム実施館に芝久保児童館を追加し、好評を得た。サマー子ども教室は、保谷小学校とルピナスにおいて一般児童を対象に開催し、好評を得た。  | A    | 児童館ランチタイムの実施館を拡充する。サマー子ども教室は、実施館を拡充して一般児童を対象とした教室形式での開催を検討する。  |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点         | 施策・事業名               | 子ども条例との関係                 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|-------|------------|----------------------|---------------------------|----------------|--|--|---|------|--|
|      |       | 05    | 重-2<br>重-6 | 屋内外の居場所の充実           | 第12条                      | 文化振興課          | コール田無において、ロビーの開放に加え、コミュニティルームに学習もできる机・椅子を整備しており、子どもたちの居場所・学習場所として活用されている。また、市民交流施設のうち、指定管理者の5施設(南町、緑町、芝久保、ふれあい、東伏見コミセン)において、子どもが利用しやすいようにロビーや会議室を一部開放している。特に、東伏見コミュニティセンターでは、集会室や調理室を子どもに貸し出し、音楽やダンスの練習のほか、自己学習をする場所として定着している。 | 令和3年度も実施予定。  | ◆保谷こもれびホールの1階のエントランスホールに学習や読書、団らん等で使用できるフリースペースを設置できるよう検討、準備を行った。<br>◆コール田無においては、ロビーの開放に加え、コミュニティルームに学習もできる机・椅子を整備しており、子どもたちの居場所・学習場所として活用されている。<br>◆市民交流施設のうち、指定管理者の5施設(南町、緑町、芝久保、ふれあい、東伏見コミセン)において、子どもが利用しやすいようにロビーや会議室を一部開放している。特に、東伏見コミュニティセンターでは、集会室や調理室を子どもに貸し出し、音楽やダンスの練習のほか、自己学習をする場所として定着している。 | A    | ◇保谷こもれびホールのフリースペースについては、令和4年度から運用を開始する。<br>◇その他の事業については、令和4年度も実施予定。  |
|      |       |       |            |                      |                           | スポーツ振興課        | スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球)<br>総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球)<br>きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス)<br>上記の事業は指定管理者が実施予定   | スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球)<br>総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球)<br>きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス)<br>上記の事業は指定管理者が実施予定                                       | ◆スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球)<br>◆総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球)<br>◆きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス)<br>上記の事業は指定管理者が実施   | A    | ◇スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球)<br>◇総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球)<br>◇きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス)<br>上記の事業は指定管理者が実施予定                                    |
|      |       |       |            |                      |                           | みどり公園課         | 12月に紅葉鑑賞会を実施し、アンケート調査で子どもの意見を収集した。   | 令和3年度の保全活用計画を策定する中で、計画の中に子どもの意見を取り入れていく。   | 下保谷四丁目特別緑地保全地区において、4月及び12月にそれぞれ春・秋の一般開放を実施したなかで、掛け軸アンケートにより子どもの意見を収集した。   | A    | 令和3年度に策定した「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、市内にある貴重な自然を活用してもらえるように検討していく。   |
|      |       | 06    | 重-4        | 学校等の活用による放課後の居場所の充実  | 第12条                      | 児童青少年課         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、放課後子ども教室が実施されなかったため、連携を拡大することは出来なかったものの、複数の学校施設開放運営協議会と打ち合わせを行い、新型コロナウイルス感染症の状況が改善後についての協議を行うことが出来た。  | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き連携していく。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後子ども教室が通常通り実施されなかったため、連携を拡大することは出来なかったものの、複数の学校施設開放運営協議会と打ち合わせを行い、新型コロナウイルス感染症の感染状況が改善後の協議を行うことが出来た。   | B    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き連携していく。  |
|      |       |       |            |                      |                           | 社会教育課          | ・16校において、放課後子供教室事業を実施し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所づくりに取り組んだ。<br>・放課後子供教室事業の一環として、「学習活動の機会提供」を6校で実施した。<br>・放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組んだ。   | ・全小学校において、放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図っていく。<br>・学習活動の機会提供の実施校数を拡充すると共に、多様な団体と協働しながら実施していく。<br>・放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組む。 | ◆全小学校において、放課後子供教室事業を実施し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所づくりに取り組んだ。<br>◆放課後子供教室事業の一環として、「学習活動の機会提供」を7校で実施した。<br>◆放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組んだ。   | A    | ◇全小学校において、放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図っていく。<br>◇学習活動の機会提供の実施校数を拡充すると共に、多様な団体と協働しながら実施していく。<br>◇放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組む。 |
|      |       | 07    |            | 各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進 | 第4条<br>第5条<br>第7条<br>第12条 | 地域共生課          | ・サロン講座は、新型コロナウイルス感染症防止対策で、中止となり実施できなかった。<br>・8か所の地域活動拠点は6月末まで感染拡大防止のため使用休止。7月以降は人数制限、飲食禁止等の感染防止対策を行うことを条件に利用再開とした。   | 新型コロナウイルス感染症の流行状況等を勘案し、適宜感染防止対策に努め、利用者が安心・安全に、そして可能な限り活動が継続できるよう支援していく。  | 地域活動拠点は、東京都の緊急事態宣言期間(4/25～6/20)のみ使用休止。宣言解除後は市の福祉施設の利用条件に沿って、人数制限・飲食禁止等の感染防止対策を行うことを条件に利用再開とした。  | A    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、適宜感染防止対策に努め、利用者が安心・安全に、そして可能な限り活動が継続できるよう支援していく。   |
|      |       |       |            |                      |                           | 総務課            | ・保谷庁舎については、解体工事が令和3年度に延期となったため、市民広場の利用を継続した。<br>・田無庁舎については、遊び場スペースの確保ができなかった。  | ・保谷庁舎については、庁舎解体が始まれば市民広場での子どもの遊び場確保が困難となる。<br>・田無庁舎については、子どもの遊び場確保が困難である。  | ◆保谷庁舎については令和3年9月まで市民広場の利用を継続したが、解体工事が開始された10月からは、危険が伴うため立入禁止とした。<br>◆田無庁舎については、子どもの遊び場確保が困難である。   | B    | ◇保谷庁舎については、庁舎解体が終了する7月29日まで、市民広場での子どもの遊び場確保が困難となる。その後は、市民広場の利用を継続する予定である。<br>◇田無庁舎については、子どもの遊び場確保が困難である。   |

| 基本方針  | 施策(節)   | 施策No. | 重点   | 施策・事業名   | 子ども条例との関係   | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価        | 今後(令和4年度)の課題・取組予定 |
|-------|---|-------|--|--|---|---|--|--|--|-------------|-------------------|
| 1-2-2 | 08  | 重-6   | おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施  | 第12条   | 文化振興課   | <ul style="list-style-type: none"> <li>芝久保地区会館:学童クラブ併設</li> <li>南町・緑町、芝久保地区会館、ふれあいセンター、東伏見コミュニティセンター:簡易図書室(個人利用可)</li> <li>コール田無:ピッコロ広場(乳幼児交流施設)併設</li> <li>※南町地区会館、東伏見コミュニティセンターは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度では簡易図書室としての本の貸出はしていない。</li> </ul> | 令和3年度も実施予定。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆芝久保地区会館:学童クラブ併設</li> <li>◆南町・緑町、芝久保地区会館、ふれあいセンター、東伏見コミュニティセンター:簡易図書室(個人利用可)</li> <li>◆コール田無:ピッコロ広場(乳幼児交流施設)併設</li> <li>※南町地区会館、東伏見コミュニティセンターは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和3年度では簡易図書室としての本の貸出はしていない。</li> </ul> | A  | 令和4年度も実施予定。 |                   |
|       |   |       |  |  | 公民館   | <ul style="list-style-type: none"> <li>全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっていた。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、テーブルを撤去したり、社会的距離を確保して座るようにイスの使用を制限したりしたため、子どもたちのロビー利用も制限する結果となった。</li> <li>芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっていた。しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、テーブルを撤去したり、社会的距離を確保して座るようにイスの使用を制限したりしたため、子どもたちのロビー利用が制限される結果となっている。</li> <li>◆芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施した。</li> </ul> | B  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっている。しかし、コロナ禍の令和2年度以降は、感染拡大防止のためにロビーの利用を一部制限している。新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら制限を緩和することを考えているが、利用の制限が続く場合もある。</li> <li>◇引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。</li> <li>◇令和4年度から、耐震補強等改修工事により田無公民館ロビーに学習コーナーが設置された。子どもの利用も見込まれる。</li> </ul> |             |                   |
|       |   |       |  |  | 児童青少年課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、放課後子ども教室実施されなかったため、連携を図ることが出来なかった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き連携していく。</li> </ul>  | B  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き連携していく。</li> </ul>  |             |                   |
| 09    | 【名称変更】R2～新・放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討<br>(旧名称)放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討) | 第12条  | 社会教育課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍において事業の縮小・中止等あり、放課後子ども教室と学童クラブとの一体型・連携型については、実施校を増やすことが出来なかった。</li> <li>また、学習機会の提供の学童クラブとの連携は3校で実施することができた。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室と学童クラブとの一体型・連携型については、児童青少年課と調整し、実施校の充実を図る。令和3年度は、西東京市行動計画に基づき、一体型の実施校を2校増やすことを目指す。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため事業の縮小・中止等あり、放課後子ども教室と学童クラブとの一体型・連携型については、実施校数を増やすことが出来なかった。</li> <li>◆学習機会の提供の学童クラブとの連携は5校で実施することができた。</li> </ul>   | B  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇放課後子ども教室と学童クラブとの一体型・連携型については、児童青少年課と調整し、実施校の充実を図る。</li> <li>◇令和4年度は、西東京市行動計画に基づき、一体型の実施校を2校増やすことを目指す。</li> </ul>   |  |             |                   |
|       |   | 文化振興課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>実績なし</li> <li>【市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業は中止】</li> <li>新型コロナウイルス感染症を講じた実施方法を検討。</li> <li>「対話による美術鑑賞」事業は中止とした。</li> <li>西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度での実施に向け、研修を重ねた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民文化祭、伝統文化継承事業については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施を検討。</li> <li>「対話による美術鑑賞」については、西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度は実施予定。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等について西東京市民まつり実行委員会と協議した結果、令和3年は休止した。</li> <li>◆市民文化祭期間中に、「日本の文化体験フェス」in市民文化祭を全10体験実施し、延べ63人(うち子ども54人)が体験に参加した。</li> <li>◆多摩六都事業にてパラアート制作ワークショップを全4回実施し、圏域5市に在住・在学の障害を持つ中高生延べ38人が参加した。</li> <li>◆地域の伝統文化継承事業であるどんど焼き事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行った。</li> <li>◆保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもを対象とした事業を13事業(1事業直前に中止)を実施し、1,687人が参加した。</li> </ul> | A   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民まつりについては、引き続き、各実行委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等を検討する。</li> <li>◇その他の事業は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実施する予定。</li> </ul>  |  |  |             |                   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名              | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|-------|-------|----|---------------------|-----------|----------------|--|--|--|------|---|
|      |       | 10    |    | 子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興 | 第11条      | スポーツ振興課        | 新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からすべて中止となった。   | 10月に市民スポーツまつりを実施予定。秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定<br>6月・11月に早稲田大学野球教室を実施予定<br>7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って！」を実施予定。2月にロードレース大会を実施予定。<br>スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施予定。<br>指定管理者主催事業として、6月・10月に少年・少女サッカー教室、7月・8月に地域散策イベントいこいーなをさがせ！、7月にスポーツの日イベント、10月にスポーツまつり、少年・少女野球教室、3月に自主事業教室発表会を実施予定。その他各種教室を通年で実施予定。 | ◆指定管理者主催事業として、12月25日に、向台運動場にてFC東京コーチングスタッフから基本テクニックを学ぶ「少年・少女サッカー教室」を実施(335名参加)<br>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、その他の予定していた事業は中止となった。  | B    | ◇10月に市民スポーツまつりを実施予定。<br>◇秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定。<br>◇6月・11月に早稲田大学野球教室を実施予定。<br>◇2月にロードレース大会を実施予定。<br>◇スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施予定。<br>◇指定管理者主催事業として、6月・10月に少年・少女サッカー教室、7月にスポーツの日イベント、10月にスポーツまつり、少年・少女野球教室、3月に自主事業教室発表会を実施予定。<br>◇その他各種教室を通年で実施予定。 |
|      |       |       |    |                     |           | 公民館            | 子ども及び親子対象の主催事業を実施<br>・親子対象 2講座・述べ4回<br>「親子お楽しみ企画 コマ撮りアニメーション上映とパラパラまんが」(1回)<br>「親子講座 父子でドッキリわくわく 科学でマジック」(3回)<br>・青少年対象 5講座・7回<br>「春休み子ども企画 ものがたりの世界へ」(1回)<br>「夏休み子ども企画 パントマイム公演」(1回)<br>「子ども実践講座 パステルアートで色を楽しむ」(1回)<br>「子ども体験講座 アルキメデスへのとびら」(3回)<br>「子ども体験講座 日本の伝統文化「能」を体験する」(1回) | 子ども及び親子を対象とした多様な事業を実施する。   | ◆子どもとその保護者を対象とした事業及び青少年を対象とした事業を実施。<br>◆子どもとその保護者対象 10講座・延べ20回実施<br>・「親子で楽しむ講座 水辺の生物」(3回)<br>・「人形劇フェスタ in 西東京」(4回)<br>・「防災講座 家族で育てよう! 考える力・生きる力・乗り越える力」(3回)<br>・「親子おたのしみ企画 ドキ土器考古学」(2回)<br>・「親子おたのしみ企画 親子で己書」(1回)<br>・「インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート!」(1回)<br>・「親子で楽しむ講座 谷戸セミナー」(1回)<br>・「子ども向け学習講座 カレー作りゲームで学ぶおこづかいの使い方」(2回)<br>・「夏休み親子事業 星空を楽しむプラネタリアムシアター」(2回)<br>・「親子講座 ネイチャークラフトを楽しもう」(1回)<br>◆青少年対象 6講座・延べ28回実施。<br>・「中学生・高校生対象講座 K-POPをカッコよく踊ろう!」(10回)<br>・「子ども体験講座 けん玉に挑戦」(3回)<br>・「子ども向け自然観察講座 石の話を聞いてみよう」(1回)<br>・「地域防災講座 防災Jr.リーダー要請講座」(3回)<br>・「子ども体験講座 日本の文化「茶の湯」を体験」(2回)<br>・「あつまれ! みんなのけいおん講座」(9回) | A    | 子ども及び子どもとその保護者を対象とした多様な事業を実施する。   |
|      |       |       |    |                     |           | 図書館            | 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベント実施せず。  | ・科学ワークショップ「豆図鑑をつくろう!」<br>・YAワークショップ「プレゼントブック～誰かに本を贈るなら」<br>感染防止対策を行いながら、対面での体験イベントを実施する。   | ◆科学ワークショップ「豆図鑑をつくろう!」令和3年11月6日実施・20名参加<br>◆YAワークショップ「プレゼントブック～誰かに本を贈るなら」令和3年12月11日実施・5名参加<br>◆図書館バックヤードツアー 令和3年8月9日(谷戸図書館・25名参加)・8月20日(柳沢図書館・8名実施)   | A    | 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、対面での体験イベントを実施する。  |
|      |       |       |    |                     |           | 児童青少年課         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、音楽関連事業を実施することは出来なかった。また、音楽練習室については休止や人数制限を設けて利用を受け入れた。  | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。  | ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、音楽関連事業を実施することは出来なかった。<br>◆音楽練習室については休止や人数制限を設けて利用を受け入れた。   | B    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。   |
|      |       |       |    |                     |           | 文化振興課          | コール田無には音楽練習室が設置されている。また保谷こもれびホールや東伏見コミュニティセンターは音楽練習できる集会室が設置されている。   | 令和3年度も実施予定   | ◆コール田無には音楽練習室が設置されている。<br>◆保谷こもれびホールや東伏見コミュニティセンターは音楽練習できる集会室が設置されている。   | A    | 令和4年度も実施予定。   |

| 基本方針                     | 施策(節)   | 施策No. | 重点  | 施策・事業名   | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|--------------------------|---|-------|-----|--|-----------|---|---|---|--|------|---|
|                          |   | 12    | 重-6 | 図書館の子どもスペースの充実                                       | 第12条      | 図書館   | いじめ、友人や親との関係、自分の外見についての悩み、勉強法、LGBTなど、中高生に身近で時代に即した新しい情報が記載された資料の購入をすすめ、中高生が活用できる魅力ある書架づくりをすすめた。                       | 今後も資料を見直し、新しい情報が記載された資料に買い替え等をすすめ、中高生が活用できる魅力ある書架づくりを目指す。   | いじめ、友人や親との関係、ルッキズム、勉強法、LGBT、マナーレテラシーや法律(成年年齢引き下げ)など、中高生に身近で時代に即した新しい情報が記載された資料の購入をすすめ、中高生が活用できる魅力ある書架づくりをすすめた。 | A    | 中高生にとって関心が深いテーマの本、時代に即した新しい情報の資料などを積極的に購入する。<br>中高生が活用できる魅力ある書架づくりを継続する。  |
|                          |   | 13    |     | 【名称変更】R2～読み聞かせ実演者育成事業の推進<br>↑(【旧名称】読み聞かせリーダー育成事業の推進) | 第7条       | 図書館   | ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため実施せず。  | おはなし会ボランティアを対象に研修等を調整・検討中。  | 第1期～4期おはなし会ボランティアを対象に研修(2回講座)を実施した。  | A    | 第5期おはなし会ボランティア養成講座修了者に対し、中級講座を実施。   |
|                          |   | 14    |     | 「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進                                  | 第12条      | スポーツ振興課   | 補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動支援を実施。市民まつり中止によりブース設置には至らなかった。                                 | 補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動支援を実施。市民まつり等でPRブースを設置。                     | 補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動支援を実施した。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部のイベントを中止した)           | B    | 補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動を支援する。   |
|                          |   | 15    |     | 身近にボール遊びのできる場所の検討                                    | 第12条      | 児童青少年課  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館の利用人数や利用時間に制限を設ける等、大きく制限を行わざるを得なかったが、その中でも多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。                    | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童館の利用人数や利用時間に制限を設ける等、制限を行わざるを得なかったが、その中でも多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。                  | A    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。   |
| スポーツ振興課                  | 健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施。  |       |     |  |           | 健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施。                          | 健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施した。  | A   | 健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施予定  |      |   |
| みどり公園課                   | 市立公園(緑地除く)で、幼児のみ遊びについて、ルール化及び全公園(緑地を除く)での運用開始をした。ボール遊びとまり遊びの区別が難しいが、問い合わせに対して丁寧に対応した。 |       |     |  |           | 令和3年度、4年度の2か年でまり遊びについての看板を発注し、現在設置してあるラミネート説明と全数交換する。 | ◆令和2年11月より市立公園(緑地除く)で、幼児のみ遊びについて、ルール化及び全公園(緑地を除く)での運用開始をした。<br>◆令和3年度には、一部の公園においてラミネート看板から丈夫な看板へと変更し、まり遊びについての周知を図った。 | A   | 令和3年度に交換しなかった公園について、令和4年度にまり遊びについての看板をラミネート看板から丈夫な看板へ交換し、まり遊びについての周知を図る。                                       |      |   |
| <b>2 おとな(親)になることを支える</b> |   |       |     |  |           |   |   |   |  |      |   |
| <b>2-1 心身及び経済的な自立</b>    |   |       |     |  |           |   |   |   |  |      |   |
|                          |   | 01    |     | タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発                         | 第11条      | 健康課   | 薬物乱用防止教育として小学校1校で実施。市内小・中学校について、歯科衛生士による健康教育は新型コロナ感染対策のため中止し、資料配布のみ行った。   | 薬物乱用教室については、学校薬剤師の活用を提案し、希望校は、学校薬剤師との調整により実施する体制とした。小中学校への歯科健康教育は、作成した動画の活用や講義を中心とした内容に変更し、実施を継続。 | ◆薬物乱用防止教室については、希望する学校が学校薬剤師の協力を得て実施する体制に変わっている。<br>◆小中学校への歯科健康教育は、作成した動画の活用や講義を中心とした内容により、実施を継続。               | A    | ◇薬物乱用防止教室については、今後学校と学校薬剤師との調整で継続実施となるため、健康課では実施状況は把握しなくなる。<br>◇小中学校への歯科健康教育は、コロナ禍により実技ができなくなったため、保育園当時から実技教育を受けない年代が増加しており、今後子ども自身による口腔ケアの維持向上に負の影響が生じると懸念される。実施方法等を更に検討していく。 |
|                          |   |       |     |  |           | 教育指導課   | ・小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図った。<br>・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図った。    | ・小学校や中学校において、体育科の授業を充実させるとともに、性教育について東京都の指定を受けた学校の実践を各校へ周知することで、各校の実践をより深いものにしていく。                | ◆小学校や中学校において、体育科の授業を充実させるとともに、東京都教育委員会の事業である「性教育の授業」を中学校一校が行った。<br>◆セーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施した。                     | A    | ◇小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図る。<br>◇セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図る。  |
|                          |   |       |     |  |           | 子育て支援課  | 青少年問題協議会において情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、会議を開催できなかった。  | 青少年問題協議会において情報交換を行う。  | 青少年問題協議会において情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため会議時間を短縮したことにより、情報交換の時間が確保できなかった。                              | C    | 青少年問題協議会において情報交換を行う。<br>【令和4年度～児童青少年課に移管】   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点  | 施策・事業名  | 子ども条例との関係   | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価   | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|-------|-------|-----|---|-------------|------------------|---|--|---|--------|---|
| 2-1  |       | 02    | 重-5 | 抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討  | 第9条         | 児童青少年課           | 若年者のひきこもりサポートネット窓口としての対応を継続して行っている。児童館ランチタイムの利用を通じて家庭状況が垣間見れることから、問題を抱える家庭の早期発見と情報共有を図ることができた。  | ひきこもりサポートネットの窓口を継続する。ひきこもりニート対策事業の主管課である生活福祉課との連携を行う。児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。             | ◆若年者のひきこもりサポートネット窓口としての対応を継続して行っている。<br>◆児童館ランチタイムの利用を通じて家庭状況が垣間見れることから、問題を抱える家庭の早期発見と情報共有を図ることができた。  | A      | ◇ひきこもりサポートネットの窓口を継続する。<br>◇ひきこもりニート対策事業の主管課である生活福祉課との連携を行う。<br>◇児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。   |
|      |       | 03    | 重-7 | 青少年のしゃべる場の設定  | 第13条        | 児童青少年課           | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館の利用にも大きく制限を行わざるを得なかったが、様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。  | 引き続き実施していく。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童館の利用にも制限を行わざるを得なかったが、様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。   | A      | 引き続き実施していく。   |
|      |       | 04    | 重-7 | 【新規】R2～青少年月間における事業実施  | 第4条         | 児童青少年課           | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかった。  | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きなイベントは実施出来なかった。   | C      | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。   |
|      |       | 05    | 重-6 | 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討   | 第10条        | 子育て支援課           | 学習支援検討部会で今後の学習支援の方針案を検討、子ども施策推進本部会議にて方針を決定した。   | 学習支援検討部会で子どもの居場所と学習支援の具体的な取組に係る評価方法について検討、子ども施策推進本部会議にて評価方法を決定する。  | 学習支援検討部会で子どもの居場所と学習支援の具体的な取組に係る評価方法について検討し、子ども施策推進本部会議にて評価方法を決定した。  | A      | 子ども施策推進本部及び学習支援検討部会で、令和3年度の子どもの居場所と学習支援の具体的な取組に係る評価と検証を行う。  |
|      |       | 06    |     | 入所型施設退所後の支援の検討  | 第10条        | 子育て支援課           | 取組なし  | 支援内容についての検討をする必要がある。   | ◆母子生活支援施設入所者に対し、退所後の自立を目標に支援を行った。<br>児童養護施設等退所後の相談があった場合は、福祉丸ごと相談窓口につないでいる。   | B      | 児童養護施設退所者への支援も検討する必要があるが、子どもから若者への切れ目のない支援に対応する部署が明確になっていないため、庁内での調整が必要である。   |
|      |       | 07    |     | 【名称変更】R2～学校教育全体を通して行うキャリア教育の推進<br>↑<br>【旧名称】学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進 | 第10条        | 教育指導課            | ・特別の教科 道徳の時間における扱いや中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。<br>・児童生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行った。  | ・キャリア教育の研究奨励校を指定し、児童生徒が自己をみつめるとともに、自身の生き方を考えることができ、自己実現をしていける研究となるよう、指導・助言していく。また、各校のキャリア・パスポートの取組実践をキャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換していく。 | ◆中学校においてオンラインで職場体験の代替学習をするなどの工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。<br>◆児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行った。<br>◆キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換した。                                | A      | ◇特別活動を充実させる。また、中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。<br>◇児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行う。<br>◇キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換していく。 |
|      |       | 08    |     | 乳幼児とふれあう場づくりの推進   |             | 保育課<br>教育指導課     | 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、職場体験などの受入れを行った。<br><br>・新型コロナウイルス感染症拡大のため、例年のようなスタートカリキュラムにはならなかったが、幼保を意識した実践を各校取り組むことができた。  | 新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、職場体験の積極的な受入れを継続して行う。<br><br>・新型コロナウイルス感染症予防の中で、新しい生活様式の中で幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていく。    | 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、職場体験などの受入れを行った。<br><br>◆スタート・カリキュラムの内容の充実を図った。<br>◆新しい生活様式の中で幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を検討した。  | A<br>B | 職場体験の積極的な受入れを継続して行う。<br><br>新型コロナウイルス感染症予防の中で、新しい生活様式の中で幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていく。  |
|      |       | 09    | 重-7 | 子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり  | 第4条<br>第13条 | 子育て支援課<br>児童青少年課 | 青少年問題協議会において情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、会議を開催できなかった。<br><br>中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から会場での開催を中止し、各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。 | 青少年問題協議会において情報交換を行う。<br><br>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。  | 青少年問題協議会において情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため会議時間を短縮したことにより、情報交換の時間が確保できなかった。<br><br>◆中高生年代プロジェクトは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場には参加者のみが来場する形で開催した。<br>◆育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。 | C<br>B | 青少年問題協議会において情報交換を行う。<br>【令和4年度～児童青少年課に移管】<br><br>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。  |

| 基本方針              | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名                          | 子ども条例との関係  | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|-------------------|-------|-------|----|---------------------------------|------------|----------------|---|--|--|------|--|
|                   |       | 10    |    | 【新規】R2～<br>犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援 | —          | 地域共生課          | 保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。  | 保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。   | 保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。   | A    | 保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。   |
| 2-2 他者への理解とおとなの役割 |       |       |    |                                 |            |                |   |  |  |      |  |
|                   |       | 01    |    | 小中学校での性教育の充実                    | 第11条       | 教育指導課          | 小学校体育科の保健領域や中学校保健体育科の保健分野及び総合的な学習の時間等において、小・中学校学習指導要領に基づき適正に実施した。   | 東京都の指定を受け。性教育にかかわる実践をより充実させるために、中学校を指定校にし、研究を行う。   | 東京都の指定を受け。性教育にかかわる実践をより充実させるために、中学校を指定校にし、研究を行った。  | A    | 今年度の成果を受け、指定校の取組を各学校に広めていく。  |
|                   |       | 02    |    | 性の尊重に向けた支援事業の検討                 | 第5条<br>第6条 | 健康課            | 若年ママクラスは、12回のうち、4回実施(コロナ禍のため)。  | 実施を継続していくが、対象であっても、希望しないケースもあることから、開催の内容等について、検討していく。  | 若年ママクラスは、年6回実施(コロナ禍のため)。   | A    | 対象であっても、希望しないケースもあることから、内容等について、継続検討していく。  |
|                   |       |       |    |                                 |            | 子家セン           | 令和2年度に関しては実施なし。   | ・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。   | 実施なし   | B    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。  |
|                   |       | 03    |    | 若い親世代への支援の実施                    | 第5条        | 保育課            | 定員の縮小など新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育所における保育及び地域子育て支援センターの各種事業において、保育士、看護師、栄養士が専門的な支援を図った。   | 子育てについて、気軽に相談できる体制を維持し、引続き支援を図る。   | 日数・時間数の縮小など新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、武蔵野大の小児看護学実習、保育学科の保育実習生の受入れを行った。  | B    | 実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。  |
|                   |       |       |    |                                 |            | 健康課            | 若い親を対象とした事業を年12回実施。延べ14組  | 対面での交流を希望しないケースもあり、今後の開催の在り方等を検討しつつ実施を継続。  | 若年ママクラスは、年6回実施(コロナ禍のため)。   | A    | 対象であっても、希望しないケースもあることから、内容等について、継続検討していく。  |
|                   |       |       |    |                                 |            | 子家セン           | ・コロナ禍の中、子育てひろばでは、定期的な室内換気や玩具等の消毒等を行い、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場を提供に努めた。<br>・若年妊婦や若い母親等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。                                  | ・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。   | ◆コロナ禍で、子育てひろばでは、定期的な室内換気や玩具等の消毒等を行い、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場の提供に努めた。<br>◆若年妊婦や若い母親等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。        | A    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、今後も事業を継続する。  |
|                   |       | 04    |    | 中学生のためのボランティア事業の推進              | 第13条       | 地域共生課          | 新型コロナウイルス感染症の流行拡大時期と重なったため、夏！体験ボランティア西東京の受入れ施設や団体に対し協力に関する調査を実施。その結果、中止を判断した。   | 感染症予防のうえで実施できるよう内容を検討し、受入れ施設、団体と調整。夏！体験ボランティア西東京2021を実施し、児童、生徒を含めた市民に体験活動先を紹介し、ボランティア事業を推進する。  | ◆「夏！体験ボランティア西東京2021」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。<br>◆印刷物「ボランティアって、なあに？」を、啓発のために作成した。      | A    | ◇昨年度、コロナ禍で実施した「夏！体験ボランティア」をブラッシュアップを図り、ボランティア体験の機会を提供する。<br>◇ボランティア活動啓発として「ボランティアって、なあに？」を市立中学校に生徒への配布を依頼する。 |
|                   |       |       |    |                                 |            | 児童青少年課         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。  | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。   | C    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。  |
|                   |       | 05    |    | 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進         | 第13条       | 地域共生課          | 新型コロナウイルス感染症の流行拡大時期となったため、夏！体験ボランティア西東京の受入れ施設や団体に対し協力に関する調査を実施。その結果、中止を判断した。<br>活動を希望し、相談のあった高校生に対して、車いす清掃のボランティア活動を、西東京ボランティア・市民活動センターで企画し、提供した。 | コロナ禍においても実施できるよう内容を検討・調整、夏！体験ボランティア西東京2021を実施し、高校生、大学・専門学校生にボランティア体験をする機会提供する。<br>また、西東京ボランティア・市民活動センターにボランティア登録を促し、日常的にボランティア活動を紹介する。 | ◆「夏！体験ボランティア西東京2021」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。<br>◆ボランティア活動を希望の相談者に、ボランティア登録の上、活動を調整した。 | A    | ◇昨年度、コロナ禍で実施した「夏！体験ボランティア」をブラッシュアップを図り、ボランティア体験の機会を提供する。<br>◇ボランティア活動の情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。        |
|                   |       | 06    |    | インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実   | 第13条       | 保育課            | 日数・時間数の縮小など新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、武蔵野大の小児看護学実習、保育学科の保育実習生の受入れを行った。  | 実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。  | 日数・時間数の縮小など新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、武蔵野大の小児看護学実習、保育学科の保育実習生の受入れを行った。  | B    | 実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。  |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No.          | 重点                   | 施策・事業名 | 子ども条例との関係   | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価  | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|----------------|----------------------|--------|---|--|--|--|--|---|--|
| 2-2  | 07    | ボランティア活動の機会の充実 | 第5条第7条               | 児童青少年課 | 各児童館での実習生受入を行った。  | 引き続き実施していく。  | 各児童館での実習生受入を行った。   | A  | 引き続き実施していく。  |   |  |
|      |       |                |                      | 子育て支援課 | 子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供した。  | 子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。   | 子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供した。   | A  | 子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。   |   |  |
|      |       |                |                      | 地域共生課  | 新型コロナウイルス感染症の流行拡大時期となったため、夏！体験ボランティア西東京の受入れ施設や団体に対し協力に関する調査を実施。その結果、中止を判断した。地域における各種イベントが中止、また福祉施設のボランティア受入が休止となったため、参加機会が減少した。 | コロナ禍においても実施できるよう内容を検討・調整、夏！体験ボランティア西東京2021を実施し、高校生、大学・専門学校生にボランティア体験をする機会提供する。また、西東京ボランティア・市民活動センターにボランティア登録を促し、日常的にボランティア活動を紹介し、ボランティア事業を推進する。  | ◆「夏！体験ボランティア西東京2021」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。◆ホームページや広報紙でボランティア活動に関する情報を提供した。  | A  | ◇昨年度、コロナ禍で実施した「夏！体験ボランティア」をブラッシュアップを図り、ボランティア体験の機会を提供する。◇ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。 |   |  |
|      |       | 08             | ボランティア保険等の加入の促進      | 第5条第7条 | 地域共生課   | ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信した。(加入者数:3,007名)保険に感染症に関して変更があった際、ホームページ等で周知した。  | ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。保険について、加入窓口ではあるが、保険取り扱い者でないため、保険の詳細の説明は禁じられている。   | ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信した。(加入者数:2,854名)   | A  | ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。保険について、加入窓口を担っているが、保険取り扱い者でないために保険の詳細の説明は禁じられている。  |  |
|      |       |                |                      |        | 09  | コミュニケーション力育成プログラムの検討   | 第13条   | 児童青少年課   | 中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったが、参加を予定していた各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。           | 引き続き実施していく。   | 中高生年代プロジェクトは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場には参加者のみが来場する形で開催した。 |
|      |       | 10             | 特化型児童館での地域若者交流事業の検討  | 第13条   | 児童青少年課  | 中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったが、参加を予定していた各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。   | 引き続き実施していく。  | 中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場には参加者のみが来場する形で開催した。  | A  | 引き続き実施していく。   |  |
|      |       |                |                      |        | 児童青少年課  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館事業や青少年育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。  | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きい児童館事業や青少年育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。  | C  | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。  |  |
|      |       | 11             | 地域行事等の活発化による子ども参加の推進 | 第13条   | 文化振興課   | ・実績なし<br>・市民まつり、市民文化祭共に、新型コロナウイルス感染症を講じた実施方法を検討して結果、中止を決定。令和3年度の実施に向けた協議を継続することとした。<br>・伝統文化等継承事業補助金は、公募したが申請は無かった。<br>・「対話による美術鑑賞」事業は中止とした。<br>・西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度での実施に向け、研修を重ねた。<br>・保谷こもれびホール事業において、子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実とした事業を8事業実施し1,590人が参加した。 | 市民文化祭、伝統文化継承事業については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施を検討。<br>・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、7校の小学4年生を対象に実施を予定。そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を予定。また、小学校授業での実施は、教育指導要領との兼ね合いや授業数などの問題から、実施日程の調整が年々難しくなっている。引き続き、小学校における実施方法の見直しや、一般向け地域活動の充実などを検討する。<br>・保谷こもれびホール事業においては、引き続き子ども向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実を図っていくこととする。 | ◆市民まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等について西東京市民まつり実行委員会と協議した結果、令和3年は休止した。<br>◆市民文化祭期間中に、「日本の文化体験フェス」in市民文化祭を全10体験実施し、延べ63人(うち子ども54人)が体験に参加した。<br>◆地域の伝統文化継承事業であるどんど焼き事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行った。<br>◆「対話による美術鑑賞」事業については、7校の小学校において、4年生を対象に事業を実施した。<br>◆保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもを対象とした、13事業(1事業直前に中止)を実施し、1,687人が参加した。 | A  | ◇市民まつりについては、引き続き、各実行委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等を検討する。<br>◇その他の事業は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、実施する予定。<br>◇「対話による美術鑑賞」事業については、10校の小学校において、4年生を対象に事業を実施する。また、そのうち1校では、美術館の訪問を実施する。<br>◇保谷こもれびホール事業も引き続き実施する。 |  |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点                           | 施策・事業名 | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|-------|------------------------------|--------|-----------|----------------|--|--|---|------|--|
|      |       |       |                              |        |           | スポーツ振興課        | 新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からすべて中止となった。   | 10月に市民スポーツまつり、7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って♪」を実施予定<br>指定管理者主催イベントとして、7月にスポーツの日イベント、7・8月に地域散策イベント「いこいなをさがせ！」(西東京市全域)、10月にスポーツまつり(スポーツセンター・総合体育館・きらっと)を実施予定。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、すべて中止した。   | C    | 10月に市民スポーツまつりを実施予定   |
|      |       |       |                              |        |           | 社会教育課          | ・コロナ禍において下野谷遺跡公園での行事の実施はできなかった。<br>・市内小学校で下野谷遺跡について調べ学習を行い、郷土資料室で特別展として展示を行った。 | ・コロナ禍でも実施可能な下野谷遺跡公園でのイベントを計画し、実施する。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、下野谷遺跡現地でのイベントはできなかったが、動画配信のほか、自宅で縄文体験ができる体験キットを配布した。 | B    | コロナ禍でも実施可能な下野谷遺跡公園でのイベントを計画し、実施する。   |
|      |       | 12    | 【新規】R2～情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実 |        | 第11条      | 教育指導課          | ・「西東京あったか先生」推進教師が各校の人権教育を推進させ、一人一人の児童生徒を人権や人権課題に迫る取組を行うことができた。                 | 西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、1人1台のタブレットを使用していることを受け、情報モラル教育に重点を置き、研修を行う。  | 西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、1人1台のタブレットを使用していることを受け、情報モラル教育に重点を置き、研修を行った。          | A    | ・GIGAスクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。・道徳教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深める。 |

### 3 子育て家庭の支え合い

#### 3-1 子育て意識の育成

|  |  |    |            |  |     |              |  |  |  |   |   |
|--|--|----|------------|--|-----|--------------|--|--|--|---|---|
|  |  |    |            |  |     | 健康課          | 妊娠届出時に父親の育児参加に関するリーフレットを配布。コロナ対応のため、ファミリー学級では先輩パパの時間を休止したが、1日は夫婦で参加できる体制を維持し、父への情報提供を継続した。7月からは、妊婦全件面接を開始。夫婦での来所、コロナ禍によりパートが妊娠届出に来所というケースも増加したため、面接時に夫婦(パートナー)との出産育児を迎える準備についての啓発に努めた。 | 妊婦面接、ファミリー学級等を通して、引き続き啓発に努めていく。                        | ◆妊娠届出時に父親の育児参加に関するリーフレットを配布。パートナーとそろって届出に来所する方も多いため、面接時にパートナーとの出産育児についてのイメージがわくよう、説明を行っている。<br>◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本年度も、ファミリー学級では先輩パパの時間を休止したが、1日は夫婦で参加できる体制を維持し、父への情報提供を継続した。 | A | ◇、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関により両親学級や立会い出産等が再開できていないケースが多く、ファミリー学級参加希望者が増加しているが、当事業についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加定員に限りがあり、通常運営が厳しく、パートナーが2日とも参加が困難な状態である。<br>◇内容を工夫し、パートナーと共に出産育児を迎える準備ができるよう検討していく。 |
|  |  |    |            |  |     | 子家セン         | ・新型コロナ感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「パパ集まれ」など交流事業を中止した。<br>・その代替えとして、親子が参加する「おいでおいで」という催しを毎日お昼と夕方に10分程度実施するとともに、お誕生日を迎えた子どものお誕生会を簡素な形で実施した。   | 今後も継続する  | ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「パパ集まれ」など交流事業を中止した。<br>◆その代替えとして、親子が参加する「おいでおいで」という催しを毎日お昼と夕方に15分程度実施するとともに、お誕生日を迎えた子どものお誕生会を簡素な形で実施した。   | A | 今後も継続する。  |
|  |  | 01 | 父親の育児参加の推進 |  | 第5条 | 協働コミュニケーション課 | ○男女平等推進センター講座・講演会<br>10月17日「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」(参加9家族)<br>3月17日「木山裕策さんのオンライン講演会＆生ライブ！」(参加20人)<br>○情報誌パリティに、市内の保育園で働く男性保育士の紹介記事を掲載した。   | 男女平等推進センター事業及びパリティまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。 | 情報誌パリティに、育児・介護休業法改正に併せて「チーム”家族”でもっと育休を！」と題して特集記事を掲載した。加えて特集の中で、市内企業に勤める男性への育児インタビュー記事を掲載した。  | B | 男女平等推進センター事業及びパリティまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。  |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点  | 施策・事業名 | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価  | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|-------|-------|---|--------|-----------|---|---|---|--|---|---|
|      |       |       |   |        |           | 公民館   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・父と子を対象とした講座を実施「親子講座 父子でドッキリわくわく 科学でマジック」(3回)</li> <li>・父親が参加可能な子育て・教育関連事業及び親子対象事業を土日に実施。3事業・述べ6回実施。</li> <li>「家庭の教育力向上講座」(1回)</li> <li>「春休み子ども企画」(1回)</li> <li>「人権講座 子どもの人権を考える」(4回)</li> </ul> | 父親が参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業や親子を対象とした事業を実施する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆父親が参加可能な日時(土・日曜日、祝日、夜間)で、子どもとその保護者を対象とした事業を実施。10講座・延べ20回実施。</li> <li>・「親子で楽しむ講座 水辺の生物」(3回)</li> <li>・「人形劇フェスタ in 西東京」(4回)</li> <li>・「防災講座 家族で育てよう! 考える力・生きる力・乗り越える力」(3回)</li> <li>・「親子おたのしみ企画 ドキ土器考古学」(2回)</li> <li>・「親子おたのしみ企画 親子で己書」(1回)</li> <li>・「インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート!」(1回)</li> <li>・「親子で楽しむ講座 谷戸セミナー」(1回)</li> <li>・「子ども向け学習講座 カラー作りゲームで学ぶおこづかいの使い方」(2回)</li> <li>・「夏休み親子事業 星空を楽しむプラネタリウムシアター」(2回)</li> <li>・「親子講座 ネイチャークラフトを楽しもう」(1回)</li> <li>◆父親が参加可能な日時で、子育てや教育に関する講座を実施。3講座・延べ10回実施。</li> <li>・「教育講座」(4回)</li> <li>・「子どもの課題を考える講座」(1回)</li> <li>・「現代的課題を考える講座 ゆっくりと未来に向かおう」(5回)</li> </ul> | A   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇乳幼児をもつ両親を対象とした講座を実施する。</li> <li>◇父親も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。</li> </ul>                                 |
|      |       |       |   |        |           | 子家セン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「わらべうた」など絵本事業を中止した。</li> <li>・コロナ禍により、0歳児を持つ親に向けたしつけの後押し講座は開催を中止した。</li> </ul>  | 今後も継続する   | コロナ禍ではあるが、早期からの「しつけ」の後押し事業として、臨床心理士による「イヤイヤ期の乗り切り方」講座を5回行い、64名の参加があった。   | A   | 今後も継続する。  |
|      |       | 02    | 子育て意識の啓発の推進   | 第5条    | 協働コミュニティ課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女平等推進センター講座・講演会10月17日「夫婦で考える! 産前産後の子育てプラン」(参加9家族)</li> <li>3月17日「木山裕策さんのオンライン講演会&amp;生ライブ!」(参加20人)</li> <li>○情報誌パリテで、パリテ登録団体の子育てママグループの紹介記事を掲載した。</li> </ul> | 男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。   | 情報誌パリテに、育児・介護休業法改正に併せて「チーム“家族”でもっと育休を!」と題して特集記事を掲載した。加えて特集の中で、市内企業に勤める男性への育児インタビュー記事を掲載した。                      | B  | 男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。 |   |
|      |       |       |   |        |           | 公民館   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する講座を実施。7講座・述べ63回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照)</li> <li>・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業実施。2事業・述べ5回実施。</li> <li>「家庭の教育力向上講座」(1回)</li> <li>「人権講座 子どもの人権を考える」(4回)</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する講座を実施する。</li> <li>・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育てや教育に関する講座を実施。7講座・延べ42回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照)</li> <li>◆働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施。3講座・延べ10回実施。(前記【父親の育児参加の推進】参照)</li> </ul>  | A   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇子育てに関する講座を実施する。</li> <li>◇乳幼児をもつ両親を対象とする講座を実施する。</li> <li>◇働いている保護者も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。</li> </ul> |
|      |       | 03    | 【名称変更】R2～子育てに関する情報提供の方法の検討<br>↑<br>【旧名称】父親への子育てに関する情報提供の方法の検討 | 第5条    | 健康課       | 西東京市子育て応援アプリ「いこいこ」の活用や各事業の場面で子育てに関する情報提供に努めた  | 妊娠届出時の全件面接、アプリ等、早期からの情報提供を継続実施していく。   | 西東京市子育て応援アプリ「いこいこ」の活用や、各事業の場面で子育てに関する情報提供に努めた。  | A  | 妊娠届出時の全件面接、アプリ等、早期からの情報提供を継続実施していく。                   |   |
|      |       |       |   |        |           | 子育て支援課  | 子育てハンドブックを作成し、情報提供を行った。   | 子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。  | 子育てハンドブックを作成し、情報提供を行った。  | A   | 子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。  |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点     | 施策・事業名  | 子ども条例との関係   | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|-------|--------|---|-------------|----------------|---|---|--|------|--|
| 3-1  |       | 04    |        | 【名称変更】R2～<br>育児休業啓発の実施<br>↑<br>【旧名称】育児休業<br>相談・啓発の実施) | 第5条         | 協働コミュニ<br>ティ課  | ○男女平等推進センターパリの窓口に<br>育児・介護休業法などが掲載されている<br>「ポケット労働法2020」(編集:東京都産<br>業労働局)を産業振興課の依頼により設<br>置・配布した。<br>また、東京ウイメンズプラザ発行の育児<br>休業制度などが掲載された「パパとママ<br>が描くみらい手帳」を、パリのにて設置・<br>配布した。   | 引き続き、東京都と連携しながらセンター<br>内での事業紹介や情報提供に務める。<br>また、「情報誌パリの」などを通して情報<br>提供を行う。                                 | ◆男女平等推進センターパリの窓口に育児・介護休業<br>法などが掲載されている「ポケット労働法2020」(編集:<br>東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配<br>布した。<br>◆東京ウイメンズプラザ発行の育児休業制度などが掲載<br>された「パパとママが描くみらい手帳」を、パリのにて設<br>置・配布した。  | B    | 引き続き、東京都と連携しながらセンター内での事業紹<br>介や情報提供に務める。また、「情報誌パリの」などを通し<br>て情報提供を行う。                      |
|      |       | 05    |        | 子育てによる離職者の<br>再雇用制度に対する<br>情報提供の充実                    | 第5条         | 産業振興課          | ①第1回就職支援セミナー 令和2年6月<br>5日～7日 中止<br>②第2回就職支援セミナー 令和2年10<br>月1日～3日 中止<br>③就活セミナー5月12日・11月26日・令<br>和3年2月9日実施 述べ参加者54人<br>オンラインで開催、保育サービスなし   | ①第1回就職支援セミナー 令和3年6月<br>2日～4日 中止<br>②第2回就職支援セミナー 令和3年10<br>月6日～8日 中止<br>③就活セミナー11月26日・令和4年2月<br>15日の2回開催予定 | ①第1回就職支援セミナー 令和3年6月2日～4日 中止<br>②第2回就職支援セミナー 令和3年10月6日～7日は中<br>止<br>10/8縮小して開催 参加者5名 保育サービスなし<br>③就活セミナー<br>令和4年1月24日 参加者22名  | B    | ①第1回就職支援セミナー<br>令和4年6月1日～3日<br>②第2回就職支援セミナー<br>令和4年10月5日～7日<br>③就活セミナー<br>令和5年1月17日        |
|      |       | 05    |        | 子育てによる離職者の<br>再雇用制度に対する<br>情報提供の充実                    | 第5条         | 協働コミュニ<br>ティ課  | ○東京都の事業を男女平等推進セン<br>ター内で紹介した。<br>○自立支援講座の中で、自立の一步とし<br>ての就労準備講座を保育付で実施し<br>た。<br>11月2日:マスク映えパーソナルカラーと<br>メイクのポイント<br>11月25日、27日に東京都主催、西東京<br>市・立川市・昭島市・東久留米市・国分<br>寺市共催で「パートタイマーの日頃の疑<br>問に答えます!～法律から労働保険・社<br>会保険・税金まで～」と題して2回連続セ<br>ミナーを開催した。 | 引き続き、男女平等推進センター事業等<br>で女性活躍推進をテーマにした講座を<br>実施する。  | ◆東京都の事業を男女平等推進センター内で紹介した。<br>◆自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講<br>座を保育付で実施した。<br>10月5日:パーソナルカラー～マスク映えメイクのポイント<br>～<br>11月24日、29日に東京都主催、西東京市・立川市・昭<br>島市・東久留米市・国分寺市共催で「パートタイマーの日<br>頃の疑問に答えます!～法律から労働保険・社会保険・税<br>金まで～」と題して2回連続セミナーを開催した。 | B    | 引き続き、男女平等推進センター事業等で女性活躍推進<br>をテーマにした講座を実施する。   |
|      |       | 06    | 重<br>8 | 栄養・食生活に関する<br>教育・相談の実施                                | 第5条<br>第11条 | 健康課            | ファミリー学級9回、乳幼児健診38回、育<br>児相談35回、離乳食講習会12回、2歳児<br>相談会3回等の機会に発達段階に応じ<br>た集団指導・個別相談を実施した。   | 各事業ともコロナ禍における実施体制に<br>ついて検討し、再開し実施する。   | ファミリー学級13回、乳幼児健診58回、育児相談24回、<br>離乳食講習会18回、1歳児講座12回、2歳児相談会24<br>回等の機会に発達段階に応じた集団指導・個別相談を<br>実施した。   | A    | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、調理<br>実習や試食が中止となっている。<br>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら<br>今後も事業の継続に努める。 |
|      |       | 06    | 重<br>8 | 栄養・食生活に関する<br>教育・相談の実施                                | 第5条<br>第11条 | 保育課            | 地域子育て支援センターを中心に、離乳<br>食講習会を実施した。<br>講習会以外では、利用者の相談に栄養<br>士や看護師が対応を図った。  | 子育て家庭が気軽に利用できるよう講習<br>会や相談事業を継続して実施する。  | 地域子育て支援センターを中心に、離乳食講習会を実施<br>した。<br>講習会以外では、利用者の相談に栄養士や看護師が対<br>応を図った。   | A    | 子育て家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業<br>を継続して実施する。   |
|      |       | 07    |        | 地域や家庭における<br>食育の推進                                    | 第4条<br>第11条 | 健康課            | 健康課、保育園、小学校の栄養士からなる<br>西東京市栄養士連絡会を開催し、野<br>菜や栄養バランスについて共通目標を<br>設定し、各施設で食育事業を展開した。  | 継続実施  | 健康課、保育園、小学校の栄養士からなる西東京市栄養<br>士連絡会を開催し、野菜摂取や栄養バランスについて共<br>通目標を設定し、各施設で食育事業を展開した。   | A    | 継続実施   |
|      |       | 07    |        | 地域や家庭における<br>食育の推進                                    | 第4条<br>第11条 | 保育課            | 試食会を中止するなど新型コロナウイルス<br>感染症対策を行いながらも、栄養士、<br>調理員等との連携を図り、保育所及び地<br>域子育て支援センターにおいて、相談や<br>情報提供を行い、食に関する講習会を<br>実施するなど食育の推進を図った。   | 引続き事業を継続し、食育の推進を図<br>る。   | 試食会を一部中止するなど新型コロナウイルス感染症の<br>感染棒対策を行いながらも、栄養士、調理員等との連携<br>を図り、保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相<br>談や情報提供を行い、食に関する講習会を実施するなど<br>食育の推進を図った。  | A    | 引続き事業を継続し、食育の推進を図る。  |
|      |       | 07    |        | 地域や家庭における<br>食育の推進                                    | 第4条<br>第11条 | 産業振興課          | 「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業及<br>びイベント「農業わくわく散策会」は、新<br>型コロナウイルス感染拡大防止のため中<br>止   | 「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業及<br>びイベント「農業わくわく散策会」は、新<br>型コロナウイルス感染拡大防止のため中<br>止                                     | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「親<br>子で野菜づくりにチャレンジ」事業及びイベント「農業わ<br>くわく散策会」を中止した。   | C    | 「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業及びイベント「農業<br>わくわく散策会」を実施予定   |

| 基本方針   | 施策(節)   | 施策No. | 重点          | 施策・事業名         | 子ども条例との関係                           | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価  | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|--------|---|-------|-------------|----------------|-------------------------------------|---|---|--|--|---|--|
|        |   |       |             |                |                                     | 学務課   | 給食物資納入業者登録については、周知を徹底したものの契約農家数の増加は叶わなかった。<br>毎月発行の給食だより、各校のHP等の媒体を通じ、各家庭への食育の関心を高める努力を継続した。  | 生産者と学校の相互理解を目的とした意見交換会を実施することで、よりニーズに沿った生産体制と地場農産物利用の促進を目指す。<br>保護者に対し、食育の知識やノウハウを各校の「給食だより」やホームページ等を通じて周知することで、食育への関心を高める。<br>地場農産物を給食に積極的に使用しているPR動画を作成し、市民周知を図ることで食育への関心を高める。 | ◆地場農産物の積極的活用に向けて、生産者と栄養士との意見交換会を実施するとともに、めぐみちゃんメニューを学校給食に取り入れたり、PR動画を作成したりするなど、地場産業を通じて食育への関心を高めた。<br>◆食に関する情報を「給食だより」等に掲載したり、野菜たっぷりカレンダーを作成したりすることにより、家庭での食育の関心が高まるよう努めた。 | A   | 引き続き、地場農産物を積極的に活用することで、安全で安心な食への関心を高めるとともに、「給食だより」等を通じて、家庭での食育の関心が高まるような情報提供を継続する。   |
|        |   | 08    | 重-8<br>重-13 | 子育てに関する学習機会の充実 | 第5条                                 | 健康課   | コロナを減らしての実施となった。<br>・ファミリー学級 2日制を9コース実施。<br>・1歳児お誕生相談会 コロナ禍で休止。<br>・2歳児すくすく相談会、年24回のうち、3回のみ実施。  | 各事業ともコロナ禍における実施体制について検討し、再開し実施する。  | ◆ファミリー学級 2日制を12コース実施<br>◆1歳児お誕生相談会 事前予約制で12回実施<br>◆2歳児すくすく相談会、事前予約制で24回実施  | A   | ◇感染対策を講じた上での実施としたが、プログラムは感染対策から変更し、定員もさげたことにより、1歳、2歳の事業については、参加者は減少した。<br>◇ファミリー学級については、パートナーとともに参加できる事業等が減っている事も影響しているか、申込者が増加しており、対応が厳しくなっている。 |
| 保育課    | 地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座の事業を実施し、支援を図った。  |       |             |                |                                     | 引続き事業の継続をしていく。  | 地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座の事業を実施し、支援を図った。  | A  | 引続き事業の継続をしていく。   |   |  |
| 子家セン   | ・西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン(YouTube)で実施した。   |       |             |                |                                     | 今後も継続する   | 西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンライン(YouTube)で実施した。  | A  | 今後も継続する。   |   |  |
| 公民館    | ・子育てに関する講座を実施。7講座・述べ63回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照)<br>・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。(前記【子育て意識の啓発の推進】参照)<br>・学習支援保育付き講座を実施。6講座・述べ89回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) |       |             |                |                                     | ・子育てに関する講座を実施する。<br>・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。<br>・学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。 | ◆子育てや教育に関する講座を実施。7講座・延べ42回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照)<br>◆働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業実施。3講座・延べ10回実施。(前記【父親の育児参加の推進】参照)<br>◆学習支援保育付き講座を実施。8講座・延べ113回実施。<br>◆継続的な学習活動を行う自主グループに対して、申請に基づき、学習支援保育を実施。対象:13グループ 延べ78回 | A  | ◇学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。<br>◇思春期の子どもをもつ保護者を対象とした講座を実施する。   |   |  |
|        |   | 09    | 地域の子育て意識の醸成 | 第6条<br>第7条     | 子育て支援課                              | 子ども条例広報冊子を公共施設等で配布した。<br>活動報告会の動画をホームページに掲載し、地域の子ども条例に対する理解が深まるよう普及啓発を図った。                  | 引き続き実施する。   | 子ども条例市民講座を開催し、子ども条例について市民へ周知啓発を行った。  | A  | 子ども条例市民講座を開催するほか、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行う。 |  |
| 保育課    | 地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講習会、交流事業等を通じて子育て意識の醸成を図った。   |       |             |                | 引続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。      | 地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講習会、交流事業等を通じて子育て意識の醸成を図った。   | A   | 引続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。   |  |   |  |
| 児童青少年課 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの事業を中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。  |       |             |                | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きな事業は中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。           | B   | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。  |  |   |  |

| 基本方針          | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名                       | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|---------------|-------|-------|----|------------------------------|-----------|----------------|---|---|---|------|---|
|               |       | 10    |    | ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討   | 第5条       | 協働コミュニティ課      | <p>○男女平等推進センター講座・講演会3月17日「木山裕策さんのオンライン講演会&amp;生ライブ！」(参加20人)</p> <p>○センターパリティの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2020」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。</p> <p>○各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。</p>  | <p>男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。</p> <p>東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。</p> <p>情報誌「パリティ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。</p>   | <p>◆情報誌パリティに、育児・介護休業法改正に併せて「チーム”家族”でもっと育休を！」と題して特集記事を掲載した。加えて特集の中で、市内企業に勤める男性への育児インタビュー記事を掲載した。</p> <p>◆センターパリティの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2020」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。</p> <p>◆各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。</p>  | A    | <p>◇男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。</p> <p>◇東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。</p> <p>◇情報誌「パリティ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。</p>  |
| 3-2 支え合いの場の充実 |       |       |    |                              |           |                |   |   |   |      |   |
|               |       | 01    |    | 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実 | 第5条第7条    | 協働コミュニティ課      | <p>地域子育て支援センターにおいて、交流や講座を通じて仲間づくりの支援を図った。</p>   | <p>各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。</p>   | <p>地域子育て支援センターにおいて、交流や講座を通じて仲間づくりの支援を図った。</p>   | A    | <p>各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。</p>   |
|               |       |       |    |                              |           | 保育課            | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの事業を中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限した上で実施することが出来た。</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。</p>  | <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きな事業は中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。</p>  | B    | <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。</p>  |
|               |       |       |    |                              |           | 子家セン           | <p>・新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。</p> <p>・登録している子育てサークル・団体に対し、住吉会館にある子育てグループ活動室の貸し出しを行った。</p> <p>・地域の子どもや大人が参加し楽しむルピナスまつりの実施に向け、地域の住吉小学校の育成会わかば、住吉小学校、住吉会館により検討を重ねたが、秋口における緊急事態宣言の延長等を踏まえ、当該まつりを中止した。</p> | <p>今後も継続する</p>  | <p>◆新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。</p> <p>◆登録している子育てサークル・団体に対し、住吉会館にある子育てグループ活動室の貸し出しを行った。</p> <p>◆地域の子どもや大人が参加し楽しむルピナスまつりの実施に向け、地域の住吉小学校の育成会わかば、住吉小学校、住吉会館により検討を重ねたが、感染状況を踏まえて、当該まつりを中止した。</p>   | A    | <p>今後も継続する。</p>   |
|               |       |       |    |                              |           | 協働コミュニティ課      | <p>・令和2年度実施予定のNPO等企画提案事業、「西東京子ども放課後カフェ」については、新型コロナウイルス感染感染拡大防止により事業を中止となった。</p> <p>・子育て分野の活動をしているNPO等に対して、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」への登録を積極的に働きかけていった。</p> <p>・市民協働推進センター「ゆめこらぼ」のホームページや情報誌において、子育て分野のNPO等の情報提供やPRに積極的に取り組んだ。</p>              | <p>・子育て分野の活動をしているNPO等が、市民活動に参加しやすい環境の充実を図るために、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の活用を促進を図る。</p> <p>・また、子育て分野の活動をしているNPO等が活動の情報発信・情報収集を促進させるために、市民活動推進センター「ゆめこらぼ」のホームページの充実を図る。</p>              | <p>◆市民協働推進センター「ゆめこらぼ」のホームページや情報誌、NPO市民フェスティバル等を通じて、子育て分野のNPO等の情報提供やPRに取り組んだ。</p> <p>◆子育てフェスタ実行委員会を支援することで、市内子育て支援団体の連携を促進した。</p>  | A    | <p>◇引き続き、子育て分野の活動しているNPO等が市民活動に参加しやすい環境の充実を図るため、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を活用していく。</p> <p>◇NPO市民フェスティバルや子育てフェスタ等を生かして、市内子育て関係団体の連携を強化していく。</p>   |
|               |       |       |    |                              |           | 地域共生課          | <p>令和2年度こそだてフェスタは、新型コロナのため中止となった。</p> <p>新型コロナにより、法人連絡会内地域活動分科会の活動も停滞。福祉何でも相談窓口(仮称)開設に向けた学習会、7月のフードドライブは中止。1月のフードドライブは新型コロナ感染対策を行い、人数制限し実施した。子ども食堂等17団体に合計57箱の食品、飲料等を届けた。</p>   | <p>新型コロナにより、仲間づくりや団体などの活動が制限された。孤立を防ぐためにも、新たな取り組みやこそだてフェスタの開催方法の検討などが必要。</p> <p>新型コロナ感染対策を継続しながら、フードドライブや福祉何でも相談窓口(仮称)開設に取り組む。フードドライブ期間外の食品寄付が増えており、受取りや配布先調整等に苦慮することがある。</p> | <p>◆新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、不登校で悩む子どもなどの居場所づくりや、子ども食堂の立ち上げや維持継続に対して支援を行った。</p> <p>◆令和3年度こそだてフェスタは初のWEB開催となった。ほっとネット・ゆめこらぼは動画にて参加。実行委員会にも継続的に参加した。</p> <p>◆ほっとネット推進員とともに「こそだてミニミニハンドブック」の改訂作業を実施。こそだてフェスタに合わせて、児童館などに配架した。</p> <p>◆西東京市法人連絡会内の地域活動分科会として7月、1月にフードドライブを実施。多数の食材寄付があり、子ども食堂など20以上の活動、事業に食材を届けた。</p> | B    | <p>◇市内での子ども食堂の開催数は年々増加傾向にあり、市民にとっても関心のある活動と思われる。引き続き立ち上げや、活動の維持継続を支援していく。</p> <p>◇さまざまな子ども(青少年)の居場所づくりの活動や、新たな学習支援の場の立ち上げがあり、子どもに関わる地域活動の幅が広がってきていると思われる。これらの活動にも関わり、必要に応じた支援を行っていく。</p> <p>◇フードドライブの取り組みは広く知られてきていて、継続した市民参加を得られている。継続した実施が望まれている。</p> <p>◇乳幼児対象、子育て中の親子への支援といった地域活動が限られており、新たな開拓が課題と思われる。</p> |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点   | 施策・事業名                               | 子ども条例との関係     | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価  | 今後(令和4年度)の課題・取組予定            |  |
|------|-------|-------|------|--------------------------------------|---------------|----------------|--|--|--|---|------------------------------|--|
| 3-2  |       | 02    | 重-10 | 子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進 | 第7条           | 子家セン           | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録している子育てサークル・団体に対し、子育てグループ活動室を提供し、活動継続を支援した。</li> <li>子育てグループ活動室利用団体に対して、子育てハンドブックにサークル情報の掲載を行った。</li> </ul>                                 | 今後も継続する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録している子育てサークル・団体に対し、子育てグループ活動室を提供し、活動継続を支援した。</li> <li>子育てグループ活動室利用団体に対して、子育てハンドブックにサークル情報の掲載を行った。</li> </ul>                     | A   | 今後も継続する。                     |  |
|      |       | 03    |      | 子育てひろば事業の充実                          | 第5条           | 保育課            | 各園での園庭開放を縮小するなど新型コロナウイルス感染症対策を行いながらも、地域子育て支援センターにおいて、広場開放及び子育て支援に係る事業を実施した。また、児童館との連携事業も行い充実を図った。  | 引続き事業を継続し、関係課と連携しながら充実を図る。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各園での地域対象事業を縮小するなど新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながらも、地域子育て支援センターにおいて、広場開放及び子育て支援に係る事業を実施した。</li> <li>児童館との連携事業も行い充実を図った。</li> </ul>        | A   | 引続き事業を継続し、関係課と連携しながら充実を図る。   |  |
|      |       |       |      |                                      |               | 児童青少年課         | 児童館での子育てひろば事業を実施し、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。   | 引き続き実施していく。  | 児童館での子育てひろば事業を実施し、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。   | A   | 引き続き実施していく。                  |  |
|      |       |       |      |                                      |               | 子家セン           | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。</li> <li>新型コロナ感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「パパ集まれ」など交流事業や「わらべうた」など絵本事業を中止した。</li> </ul> | 今後も継続する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。</li> <li>新型コロナ感染症の感染拡大防止のため、「パパ集まれ」など交流事業や「わらべうた」など絵本事業を中止した。</li> </ul> | A   | 今後も継続する。                     |  |
|      |       | 04    |      | 保育園園庭開放の推進                           | 第5条           | 保育課            | 各園での園庭開放を縮小するなど新型コロナウイルス感染症対策を行いながらも、地域子育て支援センターでは、子育て中の親子が自由に利用できる時間を設け、交流の場の提供を図った。  | 新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、継続して園庭開放を実施する。   | 各園での園庭開放を縮小するなど新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながらも、地域子育て支援センターでは、子育て中の親子が自由に利用できる時間を設け、交流の場の提供を図った。   | A   | 継続して園庭開放を実施する。               |  |
|      |       | 05    |      | 幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進           | 第5条           | 子家セン           | <ul style="list-style-type: none"> <li>西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン(YouTube)で実施した。</li> </ul>   | 今後も継続する  | 西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン(YouTube)で実施した。   | A   | 今後も継続する。                     |  |
|      |       |       |      |                                      |               | 保育課            | 子育て広場事業による「赤ちゃんのつどい」、「離乳食講習会」等を関係課と連携を図りながら実施した。   | 関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。   | 地域子育て支援センターによる「赤ちゃんのつどい」、「離乳食講習会」等を関係課と連携を図りながら実施した。   | A   | 関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。 |  |
|      |       | 06    |      | 重-8<br>重-13                          | 育児・子育て相談事業の充実 | 第4条<br>第5条     | 健康課  | コロナ禍であり、5月まで赤ちゃん訪問を休止したため、電話相談等で対応を継続した。子育て世代包括支援センター、妊婦全件面接等もスタートし、相談支援体制の強化を図った。   | 赤ちゃん訪問や通常の家訪訪問は、継続実施しているが、不安はあっても、コロナ感染の不安から希望しないケースもあり、引き続き、電話相談や面接等を随時実施し、必要時相談できる体制を維持する。   | 赤ちゃん訪問は、通常どおりに再開しているが、訪問に不安を感じる家庭もあった。  | A                            | 赤ちゃん訪問や通常の家訪訪問を継続実施しているが、不安はあっても、新型コロナウイルス感染症の感染の不安から希望しないケースもあり、引き続き、電話相談や面接等を随時実施し、相談できる体制を維持する。 |
|      |       |       |      |                                      |               |                | 保育課  | 関係機関(健康課、子ども家庭支援センター)との連携を基に、地域子育て支援センター利用の保護者だけでなく、広く相談事業を行った。また、利用者支援に係る相談についても対応した。   | 関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。   | 関係機関(健康課、子ども家庭支援センター)との連携を基に、地域子育て支援センター利用の保護者だけでなく、広く相談事業を行った。また、利用者支援に係る相談についても対応した。切れ目ない支援のために要保護児童対策地域協議会の未就学部会を実施した。       | A                            | 関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。   |
|      |       |       |      |                                      |               |                | 児童青少年課   | 育児・子育ての相談が出来る環境を整えることが出来た。   | 引き続き実施していく。  | 育児・子育ての相談が出来る環境を整えることが出来た。  | A                            | 引き続き実施していく。  |
|      |       |       |      |                                      |               |                | 子家セン   | <ul style="list-style-type: none"> <li>西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン(YouTube)で実施した。</li> </ul> | 今後も継続する  | <ul style="list-style-type: none"> <li>のどか広場、ピッコロ広場を含む子ども家庭支援センターの窓口や電話等により、子育てに関する相談に対応した。</li> <li>土曜日は、電話相談を実施した。</li> </ul> | A                            | 今後も継続する。   |

| 基本方針 | 施策(節)  | 施策No. | 重点  | 施策・事業名           | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価   | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|--------|-------|-----|------------------|-----------|---|--|---|--|--|---|
|      |        | 07    | 重-9 | 相談に関する情報提供の充実    | 第5条       | 健康課   | 子育て応援アプリ「いこいこ」を立ち上げ、妊婦全件面接での相談や情報提供とともに、妊娠早期から情報提供できるように整備した。  | アプリの情報内容を随時更新し、関係部署との連携も図りつつ、妊娠出産、子育ての情報について提供できる体制を整備する。                       | 妊全件婦面接(たまご面接)の継続実施、子育て応援アプリ「いこいこ」の活用等により、妊娠早期から情報提供できる体制を維持した。   | A  | アプリの情報内容を随時更新し、関係部署との連携も図りつつ、妊娠出産、子育ての情報について提供できる体制整備を継続する。 |
|      |        | 07    | 重-9 | 相談に関する情報提供の充実    | 第5条       | 保育課   | ホームページやリーフレット、チラシ、地域子育て支援センターで作成した動画等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。   | 広く情報提供を行い、充実を図る。  | ◆ホームページやリーフレット、チラシ、地域子育て支援センターで作成した動画等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。<br>◆乳幼児に係る公的機関を案内する資料を作成し、地域子育て支援センターに設置した。                    | A  | 広く情報提供を行い、充実を図る。  |
|      | 子家セン   |       |     |                  |           | ・市報、ホームページ、リーフレット、子育てハンドブック等で子育て支援関連の情報を提供した。<br>・保護者向けチラシを配布し、子供家庭相談窓口の啓発に努めた。 | 今後も継続する  | ◆市報、ホームページ、リーフレット、子育てハンドブック等で子育て支援関連の情報を提供した。<br>◆保護者向けチラシを配布し、子供家庭相談窓口の啓発に努めた。 | A  | 今後も継続する。   |   |
|      | 健康課    |       |     |                  |           | 外部のzoom等を介した研修を周知し、研修の機会を確保した。  | 事例検討会の開催を予定。   | 事例検討会や、各研修会の報告等により、共有化に努めた。   | B  | 研修会の多くがオンラインになっているため、それらの研修の周知に努める。                                  |   |
|      |        | 08    |     | 子育て相談担当者の研修事業の充実 | 第6条       | 保育課   | 子育て支援の専門研修を受講し、人材のスキルアップを図った。  | 内外各種研修に参加し、人材育成を図る。   | ◆子育て支援の専門研修を受講し、人材のスキルアップを図った<br>◆地域の子育て相談担当者向けの研修を開催した。   | A  | 内外各種研修に参加し、人材育成を図る。   |
|      | 子家セン   |       |     |                  |           | ・関係機関向けに虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を開催した。  | 今後も継続する  | 関係機関向けに虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を開催した。   | A  | 今後も継続する。   |   |
|      | 健康課    |       |     |                  |           | 外部のzoom等を介した研修を周知し、研修の機会を確保した。  | 事例検討会の開催を予定。   | 事例検討会や、各研修会の報告等により、共有化に努めた。   | B  | 研修会の多くがオンラインになっているため、それらの研修の周知に努める。                                  |   |
|      |        | 09    | 重-9 | 子育て家庭への情報提供の充実   | 第5条       | 秘書広報課   | 子育て家庭への情報を市報、市ホームページ、SNSやアプリなどの広報媒体の特性を活かした情報発信を行った。   | より効果的な情報提供ができるように、SNSやアプリの活用を推進する。  | 子育て家庭への情報を市報・ホームページ・SNS等の広報媒体の特性を活かした情報発信を行った。<br>また、LINEを導入したことで、幅広く発信が行えるようになった。   | A  | より効果的な情報提供ができるように、SNSの活用を推進する。                              |
|      | 子育て支援課 |       |     |                  |           | 子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行った。           | 子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。   | 子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行った。           | A  | 子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。 |   |
|      | 保育課    |       |     |                  |           | ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。離乳食の作り方や手の洗い方などの動画配信を新たに行った。         | 広く情報提供を行い、充実を図る。   | ◆ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。<br>◆離乳食の作り方や手の洗い方などの動画配信を行った。      | A  | 広く情報提供を行い、充実を図る。   |   |
|      |        | 10    |     | 外国語による広報活動の充実    | —         | 文化振興課   | ・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。<br>・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。 | 令和3年度は配布予定。<br>より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。  | ◆やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。<br>◆市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。 | A  | 令和4年度も配布予定。<br>より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。                      |
|      |        | 11    |     | 救急医療情報提供の充実      | —         | 健康課   | 市報や市のホームページ、年1回全戸配布の西東京市健康事業ガイドに、休日の応急診療情報を掲載。また、救急相談#7119の周知について、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子に入れて情報提供を行った。                | 西東京市健康事業ガイド、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子等各機会を活用して情報提供を行う。                     | ◆市報や市のホームページ、年1回全戸配布の西東京市健康事業ガイドに、休日の応急診療情報を掲載。<br>◆救急相談#7119の周知について、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子に入れて情報提供を行った。               | A  | 西東京市健康事業ガイド、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子等各機会を活用して情報提供を行う。 |

| 基本方針                          | 施策(節) | 施策No.        | 重点                  | 施策・事業名                        | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価  | 今後(令和4年度)の課題・取組予定                          |
|-------------------------------|-------|--------------|---------------------|-------------------------------|-----------|--|---|--|---|---|--|
|                               |       | 12           |                     | 子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討 | 第5条       | 子育て支援課   | 子育てハンドブックを作成した。当該ハンドブックでは、子育て施設の一部の地図や、小さなお子さん連れの保護者の方が集う公園の配置図を掲載している。         | 子育てハンドブックを作成する。子育てハンドブックに子育てひろば等のマップの掲載を検討する。  | ◆子育てハンドブックを作成した。<br>◆当該ハンドブックに、お子さんと保護者の方が一緒に遊べる場所をはじめとする子育て施設やサービスのマップ(子ども・子育てマップ)及び小さなお子さん連れの保護者の方が集う公園の配置図を掲載した。 | A   | 引き続き子育てハンドブックを作成し。子ども・子育てマップ及び公園の配置図を掲載する。 |
| <b>4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援</b> |       |              |                     |                               |           |  |   |  |   |   |  |
| 4-1-1 子どもと家庭の支援               |       |              |                     |                               |           |  |   |  |   |   |  |
| 01                            | 重-10  |              | 子ども総合支援センターの連携機能の充実 | 第4条第5条第8条                     | 健康課       | 子ども家庭支援センターとの連携会議の開催(年4回)、地域子育て支援センターとの連携会議(年4回)を実施した。また、電話による調整・連携をタイムリーに実施           | 子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターとの連携会議並びに電話による調整・連携を継続実施。                                | ◆子ども家庭支援センターとの連携会議の開催(年4回)、地域子育て支援センターとの連携会議(年4回)を実施し、双方の状況共有や連携について協議・共有した。<br>◆電話による調整・連携を随時実施した。                            | A   | 子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターとの連携会議並びに電話による調整・連携を継続実施。  |  |
|                               |       |              |                     |                               | 保育課       | 関係機関との会議や連絡会に参加し、連携を図りながら支援を行った。また、要保護児童対策地域協議会の未就学部会を開催した。                            | 関係機関との連携の強化を図る。   | ◆関係機関との会議や連絡会に参加し、連携を図りながら支援を行った。<br>◆要保護児童対策地域協議会の未就学部会を開催した。   | A   | 関係機関との連携の強化を図る。   |  |
|                               |       |              |                     |                               | 子家セン      | ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の発達支援部会の構成員である教育支援課・健康課・子ども家庭支援センターで要支援児童等の情報や支援について年1回共有し、連携を図った。   | 今後も継続する   | ◆要保護児童対策地域協議会実務者会議の発達支援部会の構成員である教育支援課・健康課・子ども家庭支援センターで要支援児童等の情報や支援について年1回共有し、連携を図った。<br>◆健康課とシステム連携を行い、要保護児童について迅速に対応できるようにした。 | A   | 今後も継続する。<br>教育委員会とのシステム連携を行う。   |  |
|                               |       |              |                     |                               | 子家セン      | ・ショートステイ事業の検証を行った。   | 今後も継続する   | ◆前年度の利用実績、当年度の利用状況を踏まえ検証した結果は、夜間養護等の利用要件は、数件であったが、いずれもが現行のショートステイ事業で対応が出来ていた。  | A   | 今後も継続する。  |  |
|                               |       |              |                     |                               | 保育課       | 休日保育については課題が大きく検討には至っていない。   | 休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。                         | 休日保育については課題が大きく検討には至っていない。   | B   | 休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。   |  |
|                               |       |              |                     |                               | 子育て支援課    | 引き続き対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。   | 引き続き実施  | 対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。   | A   | 引き続き実施  |  |
|                               |       |              |                     |                               | 地域共生課     | 住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を提供した。年度内の実績は12世帯であり、産後の活動支援期間延長希望など、個々のニーズに対応した。 | 住民参加型有償家事援助サービスとして、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助などを提供し、個々のニーズに寄り添い柔軟な対応をする。9月現在7世帯の実績がある。 | 住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を提供した。年度内の実績は12世帯で、産前から希望される方が増えている。産後の活動も個々のニーズに応じて対応している。                               | A   | 住民参加型有償家事援助サービスとして、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助などを提供し、個々のニーズに寄り添い柔軟な対応をする。R4年6月現在では8世帯に対応。課題を抱える家庭からの依頼もあるため、市や他事業との連携をどのように取っていくか、また、協力員の確保が課題となっている。 |  |
|                               |       |              |                     |                               | 子育て支援課    | 乳幼児・義務教育就学児を対象とした負担軽減を行った。   | 引き続き実施  | 乳幼児・義務教育就学児を対象とした負担軽減を行った。   | A   | 引き続き実施  |  |
| 05                            |       | 子どもの医療費の負担軽減 | 第5条第11条             | 子育て支援課                        |           |  |   |  | A   |   |  |
| 06                            |       | 児童手当の実施      | 第5条                 | 子育て支援課                        |           |  |   |  | A   |   |  |
|                               |       |              |                     |                               | 交通課       | 市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行った。   | 引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。                               | 市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行った。   | A   | 引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。   |  |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点   | 施策・事業名          | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|-------|-------|------|-----------------|-----------|----------------|--|--|---|------|---|
|      |       | 07    | 重-14 | 通学路・通園路の安全確保の充実 | 第11条      | 道路課            | 市内各小学校からの要望を受け、通行車両に注意を促す路面標示の設置や薄くなっていた外側線の再塗装等を行った。  | 住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、防護柵の設置や薄くなっていた外側線の再塗装等を行った。  | 住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、防護柵の設置や薄くなっていた外側線の再塗装等を行った。   | B    | 住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全対策を行う。   |
|      |       |       |      |                 |           | 学務課            | 地域関係者の要望を踏まえて中学校登下校区域に防犯カメラを9台増設し、併せて周知用の看板も設置した。市報等にも掲載することで周知を図り、子どもの登下校時の安全確保や防犯意識の向上にも努めた。   | 子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。新しい道路が開通したため、交通状況等を随時確認し、子どもの通学時の安全を確保する上で課題がある場合には、関係部署と調整を行う。 | ◆学校・保護者・関係機関等と通学路合同点検を実施した。また、令和3年6月の八街市での交通事故を受けて、通学路の総点検も実施した。<br>◆新しい道路の開通に伴い、保護者・子どもへの周知や、関係部署との調整を行う等、子どもの安全確保に努めた。  | A    | ◇子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。<br>◇通学路に面する土地開発等が立て続けに行われているため、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努める。 |
|      |       | 08    |      | 親子施設見学会の検討      | 第5条       | 子育て支援課         | 取組なし   | 見学会の実施方法について、施設管理課と調整する必要がある。  | ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人を多く集めて施設を訪問する方法は時勢になじまない。<br>◆ホームページのキッズページの「遊び場」「乳幼児コーナー」や子育て情報アプリの「おでかけ」ページなど、様々な情報発信ツールを使って施設所管課が親子で利用できる施設の紹介を行っていることをもって、本件の実施に代える。 | B    | 長引くコロナ禍において、人を多く集めて施設を訪問する方法は時勢になじまない。施設所管課が様々な情報発信ツールを使って親子で利用できる施設等の紹介を行っていく。   |
|      |       | 09    |      | 子どものための消費者教育の推進 | 第11条      | 協働コミュニティ課      | ○くらしフェスタ西東京新型コロナウイルス感染症対策のため、消費生活展等の啓発事業は実施できず。<br>○消費者生活展の冊子やチラシ等の配布、市HP等により、消費者啓発に努め   | ・消費生活展等で、親子で消費生活について学ぶ機会となる事業を引き続き実施する。<br>・市HPやSNS、消費者センター分館等を活用し、消費者啓発に務める。                                      | ◆消費生活展「くらしフェスタ西東京」にて、親子で消費生活についてまなぶ体験講座を実施した。<br>◆市HPのほか、公式LINE、Twitter等のSNSを活用し、若者に向けての消費啓発を実施した。  | A    | ◇消費生活展や消費生活講座などにより、親子で消費生活について学ぶ機会を確保していく。<br>◇SNS等を活用し、幅広い年代に対して啓発に努める。  |
|      |       |       |      |                 |           | 教育指導課          | ・国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信した。  | ・各校の消費者教育の実践をより充実させ、先行事例を研究するとともに、各校の取組を情報共有する。  | 国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信した。  | B    | ・国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図る。  |
|      |       | 10    |      | 環境教育の推進         | 第11条      | 環境保全課          | ①環境副読本「西東京市の環境」を新4年生全員(1,663冊)へ配布した。②「夏休み自由研究2020(参加者:86人)を夏休み期間(7月～8月)に開催、③エコプラザ協力員との協働で夏休みミニ講座「エコ遊び」(参加者:54人)を開催し、環境学習の充実を図った。             | 引き続き新小学4年生全員へ環境副読本「西東京市の環境」の配布、「夏休み自由研究」および「夏休みミニ講座エコ遊び」を開催し環境学習の充実を図りたい。  | ①環境副読本「西東京市の環境」を新4年生全員(1,591冊)へ配布した。②「夏休み自由研究2021(参加者:162人)を夏休み期間(7月～8月)に開催、③エコプラザ協力員との協働で夏休みミニ講座「エコ遊び」(参加者:60人)を開催し、環境学習の充実を図った。                                   | A    | 引き続き新小学4年生全員へ環境副読本「西東京市の環境」の配布、「夏休み自由研究」および「夏休みミニ講座エコ遊び」を開催し環境学習の充実を図りたい。   |
|      |       |       |      |                 |           | 教育指導課          | SDGsの研究指定校を設定し、教科等横断的な視点に立ち、持続可能な社会について子どもが考えることができるよう、研究していった。また研究成果を各校へ周知することができた。   | ・SDGsの研究指定校の研究発表会を実施し、より各校のESD教育が充実するようしていく。<br>・年間で1回ESD教育の取組を各校で実践するようになる。                                       | SDGsの研究指定校の研究成果を周知し、各校のESD教育の一層の充実を図った。   | A    | 教育課程にESD教育を位置付けることで、一層の充実を図る。   |
|      |       | 11    |      | 情報モラル教育の充実      | 第11条      | 教育指導課          | ・SNS東京ルールを基盤に、情報機器の使用に伴いがちな、トラブルを回避し、児童・生徒の健全育成の一層の推進を図り、SNS学校ルールを策定し、児童生徒の情報モラルの向上を図った。<br>・教育課程編成の際、情報教育年間指導計画を学校から提出させ、適切な計画とあるよう指導・助言した。 | ・情報モラル教育を推進するために、GIGAスクール教育推進教師を中心に、SNSの危険やネットトラブルに関する研修を行い、児童・生徒の指導へ活かすことができるようになる。                               | 情報モラル教育を推進するために、GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルや個人情報保護に関する研修を行い、児童・生徒の指導の充実を図った。   | B    | GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルや個人情報保護に関する研修を行い、児童・生徒の指導の充実を図り、情報活用能力を主題とした研究指定校を指定し、研究と実践を行う。                         |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名             | 子ども条例との関係  | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|-------|-------|----|--------------------|------------|----------------|---|---|---|------|---|
|      |       | 12    |    | 交通安全教育の推進          | 第11条       | 教育指導課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図った。</li> <li>市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施した。</li> <li>市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)は新型コロナウイルス感染症拡大の中、実施が難しかった。</li> <li>東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。</li> <li>市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。</li> <li>市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の土曜日実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。</li> <li>東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図った。</li> <li>市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施した。</li> <li>市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の土曜日実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施した。</li> <li>東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。</li> </ul> | B    | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。</li> <li>市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。</li> <li>市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の土曜日実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。</li> <li>東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。</li> </ul> |
|      |       | 13    |    | 国際理解教育の推進          | —          | 文化振興課          | 多文化共生講座(2月6日、3月7日)<br>【留学生ホームビジット、日本語スピーチコンテスト、子ども対象多言語で楽しくは中止決定】   | 令和3年度も実施予定<br>オンラインでの実施について、検討する。   | 西東京市多文化共生センター(NIMIC)と共催し、4事業(①留学生ホームビジット、②日本語スピーチコンテスト、③外国から来た保護者のための小学校入学前説明会、④子ども対象多言語で楽しく)をオンラインにて実施した。  | A    | 令和4年度も実施予定。   |
|      |       |       |    |                    |            | 教育指導課          | <ul style="list-style-type: none"> <li>オリンピック・パラリンピック教育において、我が国の伝統や文化を尊重する学習、異文化に触れる学習及び外国人との交流を図った活動を、学校の実態に応じて、関係機関や外部人材等との連携の在り方を工夫し、継続実施した。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>オリンピック・パラリンピック教育のまとめとして、オリンピック・パラリンピックの選手の応援メッセージを作成したり、オリンピック・パラリンピックの展覧会を開催したりして、児童生徒にオリンピック・パラリンピックのレガシーを構築できるようにする。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>オリンピック・パラリンピック教育のまとめとして、オリンピック・パラリンピックの選手の応援メッセージを作成したり、オリンピック・パラリンピックの展覧会を開催したりして、各学校においてオリンピック・パラリンピックのレガシーを構築した。</li> </ul>   | A    | 外国語活動や外国語の授業等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深める。   |
|      |       | 14    |    | 幼・保・小・中学校の交流・連携の推進 | 第4条<br>第5条 | 子育て支援課         | 昨年度に引き続き、就学支援シートの配布について園長会で周知を図った。<br>幼稚園からは指導要録を小学校に提供するなど、連携を図っている。   | 引き続き幼稚園と小学校の連携をサポートする。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>就学支援シート活用の理解促進のため、幼稚園及び保育園の各園長会で活用の説明を丁寧に行い、協力を促した。前年度比で提出数・率ともに上昇した。</li> <li>教育支援システムの活用が進むよう学校に働きかけを行い、一覧表・個別の教育支援計画の作成数が前年度より増加した。</li> <li>昨年度に引き続き、就学支援シートの配布について園長会で周知を図った。</li> <li>幼稚園からは指導要録を小学校に提供するなど、連携を図っている。</li> </ul>   | A    | <ul style="list-style-type: none"> <li>就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討する。</li> <li>教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。</li> <li>引き続き幼稚園と小学校の連携をサポートする。<br/>【令和4年7月～幼児教育・保育課に移管】</li> </ul>   |
|      |       |       |    |                    |            | 保育課            | 保育要録の提供、就学支援シートの配布などの必要な支援を行い、関係課との連携を図った。  | 関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。  | 保育要録の提供、就学支援シートの配布などの必要な支援を行い、関係課との連携を図った。  | A    | 関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。  |
|      |       |       |    |                    |            | 子家セン           | <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・保育園・小中学校の代表者が出席する要保護児童対策地域協議会実務者会議を书面開催で行った。</li> <li>市内の幼稚園、保育園等を地区相談員が巡回し、気になる児童の情報共有を行った。</li> <li>全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を要対協の部会に位置づけ、参加した。</li> <li>教育委員会との情報共有を図るためスクールアドバイザー会議を10回開催した。</li> </ul>   | 今後も継続する   | <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・保育園・小中学校の代表者が出席する要保護児童対策地域協議会実務者会議を书面開催で行った。</li> <li>市内の幼稚園、保育園等を地区相談員が巡回し、気になる児童の情報共有を行った。</li> <li>全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を要対協の部会に位置づけ、参加した。</li> <li>教育委員会との情報共有を図るためスクールアドバイザー会議を12回開催した。</li> </ul>   | A    | 今後も継続する。  |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名                 | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|-------|----|------------------------|-----------|----------------|---|--|---|------|--|
|      |       |       |    |                        |           | 教育指導課          | 就学支援シート活用の理解促進のため、幼稚園及び保育園園長会で活用の説明を行い、協力を促した。前年度比で提出数・率ともは上昇した。<br>教育支援システムの活用が進むよう学校に働きかけを行い、一覧表・個別の教育支援計画の作成数が前年度より増加した。   | 就学支援シートの一層の活用のために様式の改善を図ったり、周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。  | ◆就学支援シート活用の理解促進のため、幼稚園及び保育園の各園長会で活用の説明を丁寧に行い、協力を促した。前年度比で提出数・率ともは上昇した。<br>◆教育支援システムの活用が進むよう学校に働きかけを行い、一覧表・個別の教育支援計画の作成数が前年度より増加した。  | A    | ◇就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討する。<br>◇教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。   |
|      | 15    |       |    | 図書館・学校図書館のネットワーク化の推進   | 第13条      | 教育指導課          | ・相互貸借の研修会を実施し、システムに相互貸借管理を行った。<br>・蔵書点検の実施の拡充を行い、図書の正確な管理を行った。<br>・学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図った。<br>・学校図書館と公共図書館のネットワーク化を有効に活用し、司書教諭と学校司書を中心に連携を図った。<br>・公共図書館の貸出しや利用マナーの学習、公共図書館からの団体貸出しによる、図書の充実等を図った。   | ・相互貸借の研修会を実施し、システムに相互貸借管理を行う。<br>・蔵書点検の実施の拡充を行い、図書の正確な管理を行う。<br>・学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。<br>・学校図書館と公共図書館のネットワーク化を有効に活用し、司書教諭と学校司書を中心に連携を継続する。<br>・公共図書館の貸出しや利用マナーの学習、公共図書館からの団体貸出しによる、図書の充実等を引き続き図る。   | ◆学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図った。<br>◆司書教諭研修会と司書連絡会を合同開催した際には、「司書教諭と学校司書との連携による学校図書館の充実について」講義を受講、演習を行った。また、各校の「学校図書館活性化に向けた取組」について情報共有した。  | A    | 学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。  |
|      |       |       |    |                        |           | 図書館            | ・配本及び回収車の定期的な運行。(運行回数99回)団体貸出の実施。学校司書への支援<br>・施設見学(33人・3校全て小学校)<br>・学校訪問(4校実施)<br>・図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布<br>・過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出する。   | ・配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援<br>・施設見学、学校訪問の実施<br>・図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布<br>・過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出する。<br>・学校司書連絡会への参加   | ◆配本及び回収車の定期的な運行。(運行回数99回)団体貸出の実施。学校司書への支援<br>◆施設見学(18人・1校小学校)<br>◆学校訪問(5校実施)<br>◆図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布<br>◆過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出する。コロナ禍で来館が制限される中、利用が伸びた。<br>◆学校司書連絡会への参加<br>◆市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布<br>◆除籍資料の配布  | A    | ◇配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援<br>◇施設見学、学校訪問の実施<br>◇図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布<br>◇過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出した。<br>◇学校司書連絡会への参加<br>◇市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布<br>◇除籍資料の配布  |
|      | 16    |       |    | 【新規】R2～親子で参加できる地域行事の開催 | 第5条       | 児童青少年課         | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館事業や青少年育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。   | 新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、親子で参加しやすい地域行事の活動を支援していく。  | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため規模の大きな事業は中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。  | A    | 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、親子で参加しやすい地域行事の活動を支援していく。  |
|      |       |       |    |                        |           | 文化振興課          | ・市民まつり、市民文化祭共に、新型コロナウイルス感染症を講じた実施方法を検討した結果、中止を決定。令和3年度の実施に向けた協議を継続することとした。<br>・伝統文化等継承事業補助金は、公募したが申請は無かった。<br>・「対話による美術鑑賞」事業は中止とした。また、西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度での実施に向け、研修を重ねた。<br>・保谷こもれびホール事業において、子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実とした事業を8事業実施し1,590人が参加した。 | ・市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施を検討。<br>・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、7校の小学4年生を対象に実施を予定。そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を予定。また、小学校授業での実施は、教育指導要領との兼ね合いや授業数などの問題から、実施日程の調整が年々難しくなっている。引き続き、小学校における実施方法の見直しや、一般向け地域活動の充実などを検討する。<br>・保谷こもれびホール事業においては、引続き子ども向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実を図っていくこととする。 | ◆市民まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等について西東京市民まつり実行委員会と協議した結果、令和3年は休止した。<br>◆都市間交流事業については、姉妹都市である福島県南会津郡下郷町とオンラインによる交流事業(下郷町の郷土料理づくり)を実施し、5組(10人)の親子が参加した。<br>◆地域の伝統文化継承事業であるどんと焼き事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行った。<br>◆保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもを対象とした事業を13事業(1事業直前に中止)を実施し、1,687人が参加した(令和2年度:7事業、参加者数1,600人)。<br>◆「対話による美術鑑賞」事業の地域活動として、市民向けの事業を実施し、延べ22人(うち子ども8人)が参加した。 | A    | ◇市民まつりについては、引き続き、各実行委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等を検討する。<br>◇都市間交流事業については、引き続き、姉妹都市・友好都市と連携、協力し、親子で参加できる行事の開催も含め、実施を検討する。<br>◇伝統文化等継承事業補助金は引き続き周知を行い、親子で参加できる鑑賞機会、体験機会の充実を図る。<br>◇保谷こもれびホール事業も引き続き実施する。<br>◇「対話による美術鑑賞」事業については、引き続き、市民ボランティア(アートみーる)と連携を図りながら、実施する。 |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名 | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)  | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定            |
|------|-------|-------|----|--------|-----------|----------------|--|--|--|------|------------------------------|
|      |       |       |    |        |           | スポーツ振興課        | 新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から検討するまでにはいたなかった。  | 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、さらには地域でのまつり、青少年育成会が主催する親子で参加できるイベントなどについて検討する。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため市民スポーツまつりは中止となった。  | C    | 10月に市民スポーツまつりを実施予定           |
|      |       |       |    |        |           | 社会教育課          | コロナ禍において「縄文の森の秋まつり」や「保谷のアイ」などのイベントを行う事ができなかった。<br>多摩六都科学館と共催でワークショップ「科学の視点で考古学～土器のくぼみ(圧痕)から植物を調べる～」を行った。 | ・コロナ禍でも実施可能な形でのイベントを計画し、実施する。  | ◆多摩六都科学館と共催でワークショップ「科学の視点で考古学～土器のくぼみ(圧痕)から植物を調べる～」を行った。<br>◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため「縄文の森の秋まつり」や「保谷のアイ」などのイベントを現地では行う事ができなかった。代替えとして、動画配信などを行った。 | B    | コロナ禍でも実施可能な形でのイベントを計画し、実施する。 |

4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭への支援

|    |      |  |        |       |   |  |   |   |  |
|----|------|--|--------|-------|---|--|---|---|--|
| 01 | 重-13 | 相談から、フォローアップまでを行う事業の展開   | 第4条第5条 | 健康課   | こどもの発達センターひいらぎでは、発達に心配のある就学前の児童に対し、相談、個別専門療育、児童発達支援事業、親子参加グループでのグループ療育等を実施した。相談からのフォローアップはひいらぎだけではなく、民間の事業所等の利用を進める場合もあった。学齢児は必要に応じて他部署、他機関を紹介した。 | 継続実施<br>こどもの発達センターひいらぎでは、発達に心配のある就学前の児童に対し、相談、個別専門療育、児童発達支援事業、親子参加グループでのグループ療育等を実施し、相談からフォローアップを実施する。ニーズに合わせて、他部署、他機関と連携し、紹介する。学齢児は必要に応じて他部署、他機関を紹介する。                 | こどもの発達センターひいらぎでは、発達に心配のある就学前の児童に対し、相談、個別専門療育、児童発達支援事業、親子参加グループでのグループ療育等を実施した。相談からのフォローアップはひいらぎだけではなく、民間の事業所等の利用を進める場合もあった。学齢児は必要に応じて他部署、他機関を紹介した。 | A | 拡充実施<br>R4年4月に児童発達支援センターの指定を受け、会計年度任用職員(児童発達支援相談員)の専任職の新設と専門療育機会の増加による「相談体制の強化」を図る。支援を要する児童が通う保育所等へ出向き、直接療育支援を行う。<br>相談記録システムを構築し、相談支援サービスを円滑に提供する。                  |
|    |      |  |        | 子家セン  | ・要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等についての情報共有を行った。<br>・個別のケース検討会議により、連携支援を行った。   | 今後も継続する  | ◆要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等についての情報共有を行った。<br>◆個別のケース検討会議により、連携支援を行った。   | A | 今後も継続する。   |
| 02 |      | 【名称変更】R2～<br>障害のある子どもの療育・リハビリ機能の充実<br>(【旧名称】障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実) | 第5条    | 健康課   | 発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介した。<br>就学については、就学相談についての説明会を実施し、周知に努めた。<br>就学支援シートや特別支援学校、市内特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。     | 発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介している。<br>就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。<br>就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。 | ◆発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・継続相談を実施する中で、療育機関や相談他部署を紹介した。<br>◆就学については、就学相談についての説明会を実施し、周知に努めた。<br>◆就学支援シートや特別支援学校、市内特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施した。   | A | ◇拡充実施<br>相談体制を強化し、新規相談の待機期間を短縮するとともに、他機関との連携を円滑に進める。<br>◇継続実施<br>就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。<br>就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。 |
|    |      |  |        | 障害福祉課 | ひいらぎ卒業予定の保護者を対象に、就学後の障害児のサービスの説明を行い、具体的な福祉サービスの活用方法や相談先の周知を行った。<br>ペアレントメンター事業を実施した。  | 就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。   | ◆ひいらぎ卒業予定の保護者を対象に、就学後の障害児のサービスの説明を行い、具体的な福祉サービスの活用方法や相談先の周知を行った。<br>◆ペアレントメンター事業を実施した。  | A | 就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。   |
|    |      | 【名称変更】R2～<br>障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進                            |        | 健康課   | 発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介した。<br>就学については、就学相談についての説明会を実施し、周知に努めた。<br>就学支援シートや特別支援学校、市内特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。     | 発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介している。<br>就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。<br>就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。 | ◆発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・継続相談を実施する中で、療育機関や相談他部署を紹介した。<br>◆就学については、就学相談についての説明会を実施し、周知に努めた。<br>◆就学支援シートや特別支援学校、市内特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施した。   | A | ◇拡充実施<br>相談体制を強化し、新規相談の待機期間を短縮するとともに、他機関との連携を円滑に進める。<br>◇継続実施<br>就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。<br>就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。 |

| 基本方針  | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名                                    | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定   | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|-------|-------|-------|----|---|-----------|----------------|---|---|---|------|---|
| 4-1-2 |       | 03    |    | 取組案の推進<br>↑<br>【旧名称】障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進 | 第5条       | 教育支援課          | 全市立保育園に心理アドバイザーを年3回派遣し、要請に応じて他の市内就学前機関等にも派遣を行った。<br>行動観察から、支援を必要とする子どもたちに適切な見立てを行い、職員への助言指導を行うことで、早期に対応を行うことができるよう支援を行った。<br>幼稚園長会・保育園長会等で幼児相談を周知したことで、他の就学前機関にも心理アドバイザーが認識され、早期から相談開始に繋げている。 | 市立保育園への心理アドバイザー派遣し、早期対応への助言を行う。また、要請に応じて、就学前機関に訪問し、適切な指導助言を行う。  | ◆市立保育園16園に心理アドバイザーを年3回、延べ48回派遣した。<br>◆その他、市立保育園以外の市内就学前機関からの要請に基づく行動観察や相談、教育相談センターでのアセスメントと心理療法等のため、心理アドバイザーを102回派遣し、早期に適切な支援を開始した。                   | A    | ◇引き続き、市立保育園に心理アドバイザーを派遣し、早期対応への助言を行うとともに、要請に応じて市内就学前機関に訪問して助言・指導を行う。<br>◇教育相談センターにて、心理アドバイザーによるアセスメントと、心理療法等を引き続き早期開始できるよう取り組む。                         |
|       |       | 04    |    | 障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実と推進)             | 第5条       | 保育課            | 各保育園で受入れている障害児について、関係機関と連携を図り、公立保育園の巡回相談を17園×2回チャイルドフード・ラボが実施した。  | 市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。また、こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすること共にこどもの発達センターとの連携を図る。 | 市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行った。また、こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすること共にこどもの発達センターとの連携を図った。相談件数が増加したが、保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努めた。 | A    | 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。また、こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすること共にこどもの発達センターとの連携を図る。相談件数の増加が見込まれるが、引き続き保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努める。 |
|       |       |       |    |   |           | 児童青少年課         | 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。<br>学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。  | 引き続き実施していく。   | ◆児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。<br>◆学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。  | A    | 引き続き実施していく。   |
|       |       | 05    |    | 障害児の幼稚園入園に対する支援の推進                        | 第5条       | 子育て支援課         | 昨年度に引き続き、障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を行った。  | 障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。  | 昨年度に引き続き、障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を行った。  | A    | 障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。<br>【令和4年7月～幼児教育・保育課に移管】  |
|       |       | 06    |    | 障害児の放課後等の居場所の充実                           | 第5条第12条   | 障害福祉課          | 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行い、新規に1件の事業所が開設された。  | 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。                            | 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行い、新規に1件の事業所が開設された。  | A    | 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。  |
|       |       |       |    |   |           | 児童青少年課         | 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。<br>学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。  | 引き続き実施していく。   | ◆児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。<br>◆学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。  | A    | 引き続き実施していく。   |
|       |       | 07    |    | 障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進                  | 第5条       | 子育て支援課         | できる限り対応する準備はあるが、実績は無かった。  | 引き続き対応への準備を行う。  | 子供家庭支援センター所管の育児支援訪問事業において、積極的に自ら育児にかかる支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に訪問し、家事援助等の支援を実施した。  | B    | 育児支援訪問事業において、家事援助等の支援を実施する。   |
|       |       | 08    |    | 施設緊急一時保護事業の実施                             | 第5条       | 障害福祉課          | 東京都の補助制度を活用し、2事業者への委託により実施した。(利用実人数:5人)   | 東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。   | 東京都の補助制度を活用し、2事業者への委託により実施した。(利用実人数:2人)   | A    | 東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。   |
|       |       | 09    |    | 障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施                     | 第5条       | 障害福祉課          | 障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施した。(短期入所/利用実人数:98人 日中一時支援/利用実人数:80人)  | 障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施する。   | 障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施した。(短期入所/利用実人数:98人 日中一時支援/利用実人数:70人 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業/実利用人数3人)                              | A    | 障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施する。   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点 | 施策・事業名                                 | 子ども条例との関係                 | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |
|------|-------|-------|----|--|---------------------------|----------------|--|--|---|------|---|
|      |       | 10    |    | 特別支援教育の充実                              | 第4条<br>第5条<br>第6条<br>第10条 | 学務課            | 中学校特別支援教室については、教室の工事や物品を購入し、全9校で開設に向けた準備を実施した。また、就学支援委員会において対象生徒の審議を行い、必要な支援に繋げた。  | 中学校特別支援対象者への審議を就学支援委員会を通じて引き続き進めていく。   | ◆ひばりが丘中学校特別支援学級開設に向けて、必要な物品等を準備し教室整備を行った。<br>◆中学校特別支援教室本格実施に伴い、特別支援学校・学級対象者だけではなく、特別支援教室対象者の審議も多く行い、必要な支援に繋げた。  | A    | 小・中学校特別支援対象者への審議を就学支援委員会を通じて引き続き進めていく。  |
|      |       |       |    |  |                           | 教育指導課          | 従来情緒障害等通級指導学級を設置していた田無第二中学校、明保中学校に加え、ひばりが丘中学校、青嵐中学校の計4校をモデル校として特別支援教室を試行実施した。教育支援推進委員会作業部会では入室から卒業までのフローを検討・確認し、また「中学L教室の手引き」を作成した。同作業部会において教育支援ファイルの内容充実に向けて話し合いを重ねた。 | 教育支援推進委員会作業部会において、令和2年度に挙げた教育支援ファイルの課題を整理し、統一した書式を完成させ全特別支援学級に周知できるよう進める。令和3年度に中学校特別支援教室を全校実施する上で、入室後の生徒の指導効果を的確に検証していくよう行う。 | ◆教育支援推進委員会作業部会において特別支援学級の個別指導計画・個別の教育支援計画の統一書式を完成させた。小学校・中学校の書式に加え、記入例・手順表も作成し特別支援学級設置校へ周知した。<br>◆中学校特別支援教室が全校実施となり、指導効果の検証会議で指導方法や課題について検討を行った。                              | A    | ◇中学校特別支援教室での効果的な指導方法や課題について引き続き検証する。<br>◇小学校特別支援教室拠点校の増設による成果や課題について検証する。   |
|      |       | 11    |    | 特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取組みの充実  | 第5条                       | 障害福祉課          | 特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行った。  | 特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行う。   | 特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行った。   | A    | 特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行う。  |
|      |       | 12    |    | 障害者、異年齢世代との交流事業の推進                     | 第5条<br>第6条<br>第7条         | 障害福祉課          | 共生フェスについては新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため実施をしなかった。12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作り品の販売は感染症対策を十分に施した上で実施をした。感染症防止の面から、2日間に分けて実施をした。                           | 共生フェスについては新型コロナウイルス感染症の各状況によるが、実施を予定している。12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作り品の販売は感染症対策を十分に施した上で実施をする。          | 共生フェスについて、新型コロナウイルス感染症対策を十分に施した上で、アスタ2階センターコートでヘルプカード・ヘルプマーク講座、ディスコ等、A&A西東京スポーツセンターで高次脳機能障害講座等を行った。12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作り品の販売は感染症対策を十分に施した上で実施をした。 | A    | 共生フェスについては新型コロナウイルス感染症の感染状況によるが、実施を予定している。12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作り品の販売は感染症対策を十分に施した上で実施をする。                                |
|      |       |       |    |  |                           | 保育課            | 一時保育や地域交流事業において、障害のある児童や高齢者との交流を図った。   | 継続して事業を実施し、交流を図る。  | 一時保育や地域交流事業において、障害のある児童や高齢者との交流を図った。  | A    | 継続して事業を実施し、交流を図る。   |
|      |       |       |    |  |                           | 児童青少年課         | 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受入れている。学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行い、健常児、障害児の隔てなく、異年齢での交流を行った。  | 引き続き実施していく。  | 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受入れている。学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行い、健常児、障害児の隔てなく、異年齢での交流を行った。   | A    | 引き続き実施していく。   |
|      |       |       |    |  |                           | 健康課            | 定期的な保育園との交流は感染症の状況で休止。再開については未定。公共機関の利用は感染症対策を実施しながら、可能な範囲で行った。  | 定期的な保育園との交流は感染症の状況で休止。再開については未定。公共機関の利用は感染症対策を実施しながら、可能な範囲で行う。   | 定期的な保育園との交流は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休止。再開については未定。公共機関の利用についても令和3年度は未実施。   | C    | 定期的な保育園との交流は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休止は継続。公共機関を利用した取組の予定はない。住吉会館のまつり等の交流事業は実施があれば、係として参加する。   |
|      |       | 13    |    | 障害児がいる世帯への手当(児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当)の充実 | 第5条                       | 子育て支援課         | 対象者に対して事業の周知を図り、手当の支給を行った。   | 引き続き実施   | 対象者に対して事業の周知を図り、手当の支給を行った。  | A    | 引き続き実施する。   |
|      |       | 14    |    | 【新規】R2～医療的ケア児への支援の充実                   | 第5条                       | 障害福祉課          | 在宅レスパイト事業の実施に向けて、医療的ケア児の生活実態やニーズの調査を実施した。  | 在宅レスパイト事業の周知、利用促進。医療的ケア児の支援事業所との連携を深めながら相談支援の更なる充実を図る。   | 在宅レスパイト事業の周知と利用案内を行い、必要な方への利用につながった。また、泉小学校跡地に医療的ケア児の受け入れを行う放課後等デイサービスが開設され、市民の利用につながっている。  | A    | 在宅レスパイト事業の利用登録者が少しずつ増えてきており、潜在的なニーズが明らかになった。引き続き周知と利用案内を継続する。短期入所についても、市内施設での受け入れ促進を図るため、連携と調整を行っていく。個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図る。 |

| 基本方針            | 施策(節)                              | 施策No. | 重点                    | 施策・事業名                        | 子ども条例との関係 | 後期計画(R2年度～)担当課  | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価  | 今後(令和4年度)の課題・取組予定   |  |
|-----------------|------------------------------------|-------|-----------------------|-------------------------------|-----------|---|--|--|---|---|---|--|
| 4-1-3           | 4-1-3 多様な文化的背景(多文化)を持つ子どもと子育て家庭の支援 |       |                       |                               |           |   |  |  |   |   |   |  |
|                 | 01                                 |       |                       | 外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実      | 第10条      | 教育指導課   | 学校からの申請により、外国語を母語とする児童・生徒に対して、指導員を派遣し、上限100時間として日本語適応指導を実施した。                                  | 事業の趣旨や目的等学校側に改めて丁寧に説明を行い、本事業が確実に児童・生徒の助けになるよう促進していく。コロナ禍の中で安定的に出来る指導方法等を多文化共生センターと連携しながら検討していく。  | 引き続き本事業が確実に児童・生徒の助けになるよう、事業の趣旨や目的等学校側に改めて丁寧に説明を行った。教育支援アドバイザーの学校訪問時に日本語適応指導の必要性について説明を行い、指導員の派遣につなげた。 | A   | 引き続き本事業が確実に児童・生徒の助けになるよう、事業の趣旨や目的等学校側に改めて丁寧に説明を行う。日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席し、児童・生徒が必要とする支援が的確になされるよう関係者と相談し進めて行く。 |  |
|                 | 02                                 |       |                       | 外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保 | 第10条      | 教育指導課   | 多文化共生センターと、指導上の課題等について定期的に話し合いを行うことで連携強化に努めた。  | 指導者の確保の他、コロナ禍の中で安定的に出来る指導方法等を含め引き続き多文化共生センターと定期的な話し合いを行う。  | 日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席し指導員と顔合わせを行った。指導上の課題がある場合は指導員からの相談を受け対応方法を検討した。                              | A   | 引き続き日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席する。日本語適応指導員を対象とした連絡会・研修会の実施について検討する。   |  |
|                 | 03                                 |       |                       | 外国語パンフレットなどによる情報提供の充実         | 第5条       | 子育て支援課  | 子育て支援アプリの導入を検討し始めたころに、アプリは市内一括して検討するため情報推進課主催の会議を行う予定と当初は伝えられていたが、令和2年度まで会議は実施されなかった一方で、       | 健康課所管の子育て情報アプリが子育て世代支援の全般的な情報を網羅しており、かつ多言語に対応しているため、当該アプリの運用をもって、本件に代える。   | 多言語(15言語)に対応している健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の全般的な情報を網羅して提供した。   | A   | 健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の全般的な情報を多言語で提供する。   |  |
|                 |                                    |       |                       |                               |           | 文化振興課   | ・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。<br>・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。 | 令和3年度は配布予定。<br>◆やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。<br>◆市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。  | A   | 令和4年度も配布予定。   |   |  |
|                 |                                    |       |                       |                               |           | 学務課   | 必要な児童・生徒に対して適宜使用した。  | 必要の都度、2言語化した帳票を活用する。   | A   | 必要の都度、2言語化した帳票を活用する。  |   |  |
|                 |                                    |       |                       |                               |           | ごみ減量推進課   | 「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を年度内に作成した。  | 「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を窓口配布できるようにし、ホームページ等で周知する。  | A   | 「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を情報誌等で周知し、窓口配布や市ホームページでのダウンロードができるようにした。 |   |  |
|                 | 04                                 |       |                       | 外国語本の整備の推進                    | 第5条       | 図書館   | 中央図書館にて欧米以外の言語の資料(絵本)を購入した。(66冊)外国語資料の充実を図る。   | 欧米以外の言語の資料(絵本)を購入し、ひばりか丘図書館等で外国語資料の充実を図る。  | 欧米以外の言語の資料(絵本)をひばりが丘図書館で購入した。(20冊)  | A   | 欧米以外の言語の資料(絵本)購入を継続し、外国語資料の充実を図る。   |  |
|                 | 05                                 |       |                       | 外国語の翻訳サービス機能の充実               | 第5条       | 文化振興課   | 外国籍市民からの様々な相談に的確に対応していくため、タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを西東京市多文化共生センターの相談窓口を導入した。                       | 令和3年度も実施予定。<br>外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。  | 外国籍市民からの様々な相談に的確に対応していくため、タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを活用し、市内での周知を進めた。                                       | A   | 令和4年度も実施予定。<br>外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。   |  |
|                 |                                    |       |                       |                               |           | 秘書広報課   | ホームページでは、トップページ上部にリンクを配置し、利用しやすいレイアウト等に努めた。  | ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。   | A   | ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。                              |   |  |
| 06              |                                    |       | 多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進   | 第5条                           | 文化振興課     | ・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。<br>・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。                                  | 令和3年度は配布予定。<br>外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしくみを引き続き検討する。   | ◆やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。<br>◆市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。<br>◆「外国から来た保護者のための小学校入学前説明会」をオンラインで実施し、日本の小学校の決まりや、学校で必要な道具等についてやさしい日本語で説明し、英語・中国語で質問を受付けた。 | A   | 令和4年度も配布予定。<br>外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしくみを引き続き検討する。              |   |  |
| 4-1-4 ひとり親家庭の支援 |                                    |       |                       |                               |           |   |  |  |   |   |   |  |
| 01              |                                    |       | 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進 | 第5条<br>第10条                   | 子育て支援課    | 対象者に対して事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。<br>その他、児童扶養手当現況届の案内に、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを同封し、また児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。 | 引き続き実施   | ◆対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。また、ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。<br>◆児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。  | A   | 引き続き実施する。   |   |  |

| 基本方針      | 施策(節)   | 施策No. | 重点 | 施策・事業名                 | 子ども条例との関係     | 後期計画(R2年度～)担当課 | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価 | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|-----------|---|-------|----|------------------------|---------------|----------------|---|--|---|------|--|
| 4-1-4     |   | 02    |    | ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 | 第5条第10条       | 子育て支援課         | 対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。また、児童扶養手当現況届の際も案内や相談も行った。   | 引き続き実施   | ◆対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。<br>◆児童扶養手当現況届の際も案内や相談も行った。  | A    | 引き続き実施する。  |
|           |   |       |    |                        |               | 地域共生課          | 住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を行うものだが、実績はなかった。   | 住民参加型有償家事援助サービスとして、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助などを提供し子育てをサポートするものだが、9月時点までには実績はない。  | 住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を行うものだが、実績はなかった。   | B    | 住民参加型有償家事援助サービスとして、対応をお願いする協力員の確保が課題となっている。登録されている協力員に対し、産前産後の母親から求められる支援について、市の保健師から話を聞く機会を設ける予定。 |
|           |   | 03    |    | 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進  | 第5条第10条       | 子育て支援課         | 対象者に対して事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。<br>その他、児童扶養手当現況届の案内に、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを同封し、また児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、相談も行った。       | 引き続き実施   | ◆対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。<br>◆ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。<br>◆児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。   | A    | 引き続き実施する。  |
|           |   |       |    |                        |               | 子育て支援課         | 対象者に対して事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。<br>その他、児童扶養手当現況届の案内に、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを同封し、また児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、相談も行った。       | 引き続き実施   | 対象となる母子に対して、母子・父子自立支援員が婦人相談員や関係機関と連携し、個々の状況に合う母子生活支援施設への入所及び自立支援を行った。   | A    | 引き続き実施する。  |
|           |   | 05    |    | ひとり親家庭等医療費助成事業の充実      | 第5条           | 子育て支援課         | 対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、医療費の助成を行った。<br>また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。                            | 引き続き実施   | ◆対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、医療費の助成を行った。<br>◆ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。                                   | A    | 引き続き実施する。  |
|           |   |       |    |                        |               | 子育て支援課         | 対象者に対して事業の周知を図り、福祉資金の貸付を行った。<br>また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。   | 引き続き実施   | 対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。また、ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。<br>その他、また児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。 | A    | 引き続き実施する。  |
|           |   | 07    |    | 児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実 | 第5条第10条       | 子育て支援課         | 対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。<br>また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。                             | 引き続き実施   | ◆対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。<br>◆ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。<br>◆児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。   | A    | 引き続き実施する。  |
| 子育て支援課    | 対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。<br>また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。 |       |    |                        |               | 引き続き実施         | ◆対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。<br>◆ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。<br>◆児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。 | A  | 引き続き実施する。   |      |  |
| 4-2 保健・医療 |   |       |    |                        |               |                |   |  |   |      |  |
| 01        | 重-13  |       |    | 訪問型相談の充実               | 第4条第5条第8条第11条 | 健康課            | 常勤保健師による訪問 乳児(こんにちは赤ちゃん訪問の対象を除く)のべ79人 幼児のべ21人 就学以降のべ4人 産前産後訪問支援事業を今年度より実施。専門支援訪問のべ117回 家事支援訪問のべ105回行った。                           | 家事育児支援については、里帰りや親の支援等が得られずサポート不足からニーズが増加する一方、感染不安から家庭訪問を希望しないケースもある。不安が高い状態であることから、引き続き訪問型の支援については、安心して受けられるよう周知を図り実施していく。 | 常勤保健師による訪問 乳児(こんにちは赤ちゃん訪問の対象を除く)のべ24人 幼児のべ28人 就学以降のべ11人 産前産後訪問支援事業を今年度より実施。専門支援訪問のべ89回 家事支援訪問のべ180回行った。                             | A    | 引き続き訪問型の支援については、安心して受けられるよう周知を図り実施していく。  |
|           |   |       |    |                        |               | 子家セン           | ・子育ての支援が必要と思われる家庭に対し、相談員の訪問及び育児支援訪問事業を実施した。<br>・関係機関と連携し、同行訪問や支援が必要な家庭の情報を共有し対応にあたった。<br>・訪問による相談・調査を積極的に実施した。                    | 今後も継続する  | ◆子育ての支援が必要と思われる家庭に対し、相談員の訪問及び育児支援訪問事業を実施した。<br>◆関係機関と連携し、同行訪問や支援が必要な家庭の情報を共有し対応にあたった。<br>◆訪問による相談・調査を積極的に実施した。                      | A    | 今後も継続する。   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No.                | 重点                           | 施策・事業名        | 子ども条例との関係  | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)   | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価   | 今後(令和4年度)の課題・取組予定 |
|------|-------|----------------------|------------------------------|---------------|--|--|---|--|---|--|-------------------|
| 4-2  | 02    | 重-13                 | 母子保健と保育の連携強化                 | 第4条第5条第8条第11条 | 健康課  | 地域子育て支援センターと共催事業「ブレママのつどい」については、コロナ禍で休止  | 感染対策による様々な制限は継続しており、地域でのつながりにも影響が生じている。切れ目ない支援のため、互いの部署同士の連携や協力のあり方を検討し、出産や子育て、発達等様々な不安を相談できる機会が減ることのないようにする。           | ◆今後の連携として、地域子育て支援センターと、「まますた」(出産後まもない母親対象)を実施した。<br>◆ファミリー学級における、センター紹介等を再開した。                                       | A   | 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による様々な制限は継続しており、地域でのつながりにも影響が生じている。切れ目ない支援のため、互いの部署同士の連携や協力のあり方を検討し、出産や子育て、発達等様々な不安を相談できる機会が減ることのないよう連携を継続する。 |                   |
|      |       |                      |                              |               | 保育課  | 関係機関会議を通じて、情報の共有を行い関係機関との連携を図った。   | 関係機関との連携の強化を図る。   | ◆関係機関会議を通じて、情報の共有を行い関係機関との連携を図った。<br>◆切れ目ない支援のために要保護児童対策地域協議会の未就学部会を実施した。  | A   | 関係機関との連携の強化を図る。  |                   |
|      |       |                      |                              |               | 子家セン   | ・要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議や保育園訪問を通じて、健康課の母子保健担当と保育課と情報共有を図った。  | 今後も継続する   | ◆要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議や保育園訪問を通じて、健康課の母子保健担当と保育課と情報共有を図った。<br>◆システム連携により、虐待児童についての情報を収集し、迅速な対応に務めた。 | A   | 今後も継続する。   |                   |
|      | 03    | 重-13                 | 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進 | 第5条第11条       | 健康課  | 妊産婦電話相談2,113件実施。<br>3～4か月児健診 受診率102.3%<br>1歳6か月健診内科 100.6%<br>1歳6か月児健診歯科87.0%<br>3歳児健診受診率 91.4%  | 継続実施  | ◆妊産婦電話相談2,870件実施。<br>・3～4か月児健診 受診率96.8%<br>・1歳6か月健診内科 93.4%<br>・1歳6か月児健診歯科82.4%<br>・3歳児健診受診率 93.9%                   | A   | 継続実施する。  |                   |
|      |       |                      |                              |               | 健康課  | 接種期間や内容等についてホームページや市報を通じて情報提供を実施。予防接種対象者には接種推奨時期に合わせ、予診票を郵送交付、転入者や未接種者には勧奨ハガキを郵送。ヒトパピローマウイルス感染症予防接種について、新たに厚生労働省のリーフレットを同封。また、新たに定期予防接種になった、ロタウイルス感染症について、丁寧な周知を行った。 | 継続実施  | 接種期間や内容等についてホームページや市報を通じて情報提供を実施。予防接種対象者には接種推奨時期に合わせ、予診票を郵送交付、転入者や未接種者には勧奨ハガキを郵送。アプリ「いこいこ」でも分かりやすい周知に努めた。            | A   | 継続実施する。  |                   |
|      | 05    | かかりつけ医の推進            | 第11条                         | 健康課           | 3～4か月児健診において、かかりつけ医の有無を確認している。いない家庭に勧奨。  | 各乳幼児対象事業開催時に勧奨していく。  | 3～4か月児健診、3歳児健診等において、確認や勧奨を行っている。  | A  | 各乳幼児対象事業開催時に勧奨していく。   |  |                   |
|      |       |                      |                              | 健康課           | かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。また、2歳児健診や3歳児相談会において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。いない家庭に、勧奨している。学校歯科教育については 回実施した。        | かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。また、2歳児健診や3歳児相談会において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。いない家庭に、勧奨している。学校歯科教育については304回実施した。  | かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。  | A  | かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。また、2歳児健診や3歳児相談会において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。いない家庭に、勧奨している。学校歯科教育については247回実施した。 |  |                   |
|      |       |                      |                              | 健康課           | ・多摩北部医療センターで毎週月曜日～金曜日の週5日間実施 計243日実施、受診者数393人(うち西東京市民30人)<br>・佐々総合病院で、毎週月曜日、水曜日、金曜日の週3日間実施 計147日実施、受診者数76人(うち西東京市民56人) | 継続実施   | ◆多摩北部医療センターで毎週月曜日～金曜日の週5日間実施 計242日実施 受診者数446人(うち西東京市民49人)<br>◆佐々総合病院で、毎週月曜日、水曜日、金曜日の週3日間実施 計143日実施 受診者数110人(うち西東京市民86人) | A  | 北多摩北部医療圏との連携により、小児科医師のいる救急医療機関を確保し、小児救急医療体制の充実を図る。  |  |                   |
|      | 08    | 産科のある医療機関とのネットワークの充実 | 第4条第5条第11条                   | 健康課           | コロナ禍で休止  | 保健所主催の会議については、再開めど不明。  | 周産期に関する連絡会については、保健所としては終了の意向により、開催なし。   | B  | 圏域等による周産期機関との連携に有意義であった、連絡会がなくなったため、今後は個々の機関との連携等に努めていく。  |  |                   |
| 健康課  |       |                      |                              | コロナ禍で休止       | 保健所主催の会議については、再開めど不明。  | 母子保健を主とした連絡会も終了となったため、開催なし。  | B   | 今後の連携体制については、協議を継続する。  |   |  |                   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点   | 施策・事業名  | 子ども条例との関係  | 後期計画(R2年度～)担当課            | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定                                 | 取組実績(令和3年度)   | 自己評価     | 今後(令和4年度)の課題・取組予定  |
|------|-------|-------|------|---|------------|---------------------------|--|---|---|----------|--|
|      |       | 10    |      | アレルギー相談の実施  | 第5条第11条    | 健康課                       | 事業及び電話相談、書面など、状況に応じ対応を実施した。また、保護者への情報提供を継続するとともに、個別の相談支援も充実させ個々のケースにあった支援指導を実施した。  | 電話、書面、関係機関への訪問等、様々な形を通して、連携支援を図っていく。              | 事業及び電話相談、書面など、状況に応じ対応を実施した。また、保護者への情報提供を継続するとともに、個別の相談支援も充実させ個々のケースにあった支援指導を実施した。   | A        | 電話、書面、関係機関への訪問等、様々な形を通して、連携支援を図っていく。                       |
|      |       | 11    |      | 【名称変更】R2～心身の思春期相談事業等の実施<br>↑<br>【旧名称】心身の思春期相談事業実施の検討) | 第5条第11条    | 健康課                       | からだと心の健康相談等を通して、相談支援を実施した  | 思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。 | からだと心の健康相談等を通して、相談支援を実施した。  | B        | 思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。          |
|      |       |       | 子家セン |   |            | ・専門相談事業として臨床心理士による相談を行った。 | 今後も継続する  | 専門相談事業として臨床心理士による相談を行った。                          | A   | 今後も継続する。 |  |
|      |       | 12    | 重-13 | 【新規】R2～(仮称)子育て世代包括支援センターの実施                           | 第4条第5条第11条 | 健康課                       | 7月からは、先行して妊娠届出時の全件面接をスタートし、保谷・田無両庁舎で、保健師・助産師が対面で面接できるようにした。保谷には、プライバシーに配慮しリラックスして相談できるための面談室も整備した。11月、子育て世代包括支援センター開設。妊産婦の方への相談支援、周産期機関への情報提供と連携依頼等を開始している。情報提供アプリ「いこいこ」も開始し、妊婦面接時に紹介し、子育て情報がタイムリーに届けられる体制づくりを進めている。 | 市民の方への情報提供に加え、周産期機関との連携も図っていく。                    | ◆保谷・田無両庁舎で、保健師・助産師が対面で面接を実施している。<br>◆子育て世代包括支援センターとして、妊産婦の方への相談支援、周産期機関への情報提供と連携依頼等を実施した。<br>◆情報提供アプリ「いこいこ」も開始し、妊婦面接時に紹介し、子育て情報がタイムリーに届けられる体制づくりを進めている。 | A        | 妊産婦、市民の方への情報提供や相談実施を継続する。妊婦の方が、安心して過ごせるよう、メールマガジンの配信を開始する。 |

4-3 災害への対応を想定した環境づくり

|    |      |                          |     |        |   |   |  |   |   |
|----|------|--------------------------|-----|--------|---|---|--|---|---|
| 01 | 重-14 | 子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進 | —   | 保育課    | 防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図った。  | 継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。   | 防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図った。   | A | 継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。   |
|    |      |                          |     | 児童青少年課 | 児童館、学童クラブにおいて、色々な災害を想定した防災訓練を年2回実施した。   | 引き続き実施していく。   | 児童館、学童クラブにおいて、色々な災害を想定した防災訓練を年2回実施した。  | A | 引き続き実施していく。   |
|    |      |                          |     | 教育指導課  | ・東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力や他者及び社会の安全に貢献できる資質能力を身に付けられる指導を効果的に行えるよう工夫・改善を図った。 | 東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。また、学校で起きた事故や近隣市で起きた事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。 | 東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図った。また、学校で起きた事故や近隣市で起きた事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言した。 | A | 東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。また、学校で起きた事故や近隣市で起きた事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。 |
| 02 | 重-14 | 子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化  | 第4条 | 危機管理課  | ・不審者等の情報を、関係各課へ情報提供<br>・「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発  | ・不審者等の情報を、関係各課へ情報提供<br>・「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発                              | ◆下校時間帯における青色防犯パトロールの実施<br>◆不審者等の情報を、関係各課へ情報提供<br>◆「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発   | A | ◇下校時間帯における青色防犯パトロールの実施<br>◇不審者等の情報を、関係各課へ情報提供<br>◇「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発    |
|    |      |                          |     | 保育課    | ICTシステムを導入し、引取りの訓練などを行い、家庭との連携を図った。   | 引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。   | ICTシステムを活用し、引取りの訓練などを行い、家庭との連携を図った。  | B | 引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。   |
|    |      |                          |     | 児童青少年課 | 防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携してピーポくんの家の普及に努めた。  | 引き続き実施していく。   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きな会合は中止せざるを得なかったが、防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携してピーポくんの家の普及に可能な限り努めた。 | A | 引き続き実施していく。   |

| 基本方針 | 施策(節) | 施策No. | 重点                     | 施策・事業名 | 子ども条例との関係    | 後期計画(R2年度～)担当課   | 取組実績(令和2年度)  | 今後(令和3年度)の課題・取組予定  | 取組実績(令和3年度) | 自己評価   | 今後(令和4年度)の課題・取組予定 |
|------|-------|-------|------------------------|--------|--------------|--|--|--|-------------|--|-------------------|
| 4-3  | 03    | 重-14  | 乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保     | 第5条    | 子家セン         | ・要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を通じて、民生児童委員等、地域の関係者との連携を図った。   | 今後も継続する  | 要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を通じて、民生児童委員等、地域の関係者との連携を図った。  | A           | 今後も継続する。   |                   |
|      |       |       |                        |        | 危機管理課        | 福祉避難所の保育園(17園)に備蓄して災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検   | 福祉避難所の保育園(17園)に備蓄して災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検   | 福祉避難所の保育園(17園)に備蓄して災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検   | A           | 福祉避難所の保育園(17園)に備蓄して災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検   |                   |
|      |       |       |                        |        | 保育課          | 関係課と連携し、在園児用として食糧、飲料水等、避難施設用として、発電機やミルク等の備蓄を行っている。   | 備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。  | 関係課と連携し、在園児用として食糧、飲料水等、避難施設用として、発電機やミルク等の備蓄を行っている。   | B           | 備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。  |                   |
|      | 04    | 重-14  | 子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備 | 第5条    | 危機管理課        | 避難確保計画作成支援   | 避難確保計画作成支援   | 避難確保計画作成支援   | A           | 避難確保計画作成支援   |                   |
|      |       |       |                        |        | 協働コミュニケーション課 | ○講座は実施できなかったが、男女平等推進センター内に防災関係図書の特設コーナーを設け、男女平等の視点からの防災関連書籍の紹介を行った。  | 危機管理課やボランティアセンター、避難所運営協議会との連携を図り、情報提供を行う。  | 講座は実施できなかったが、男女平等推進センター内に防災関係図書の特設コーナーを設け、男女平等の視点からの防災関連書籍の紹介を行った。                               | B           | 危機管理課やボランティアセンター、避難所運営協議会との連携を図り、情報提供を行う。  |                   |
|      |       |       |                        |        | 教育企画課        | コロナ禍において、感染症対策に留意しつつ、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊」をもとに避難所運営協議会が避難所開設訓練を行い、教育委員会・危機管理課の職員が参加・支援を行った。その様子を広報紙や市のツイッターで発信することで、先進的な取組を各学校に周知することができた。 | 引き続き、感染症対策を念頭に置いた避難方法や訓練実施の在り方の検討を行うとともに、各校の活動の様子を広報紙や市のツイッター等で発信し、周知を図る。                        | 感染症対策に留意しつつ、避難所運営協議会の運営について教育委員会・危機管理課の職員が参加・支援を行った。先進的な協議会の取組内容を各避難所に周知することができた。                | A           | 引き続き、避難所運営協議会の運営を支援するとともに、先進的な活動の様子などの情報発信に努める。  |                   |
|      |       |       |                        |        | 社会教育課        | 保育付き講座の参加者や保育室利用サークルを対象に避難経路の確認や引き渡し訓練などの避難訓練を各館で実施した。(公民館)  | 子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。  | 避難所運営協議会主催で、地域・学校と連携をし、放課後子供教室の避難訓練を実施した。  | A           | 子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。  |                   |
|      |       |       |                        |        | 教育指導課        | 「西東京市立学校防災マニュアル」を市ホームページに公開し、それを受け各学校は学校の防災マニュアルを作成した。   | 地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に務める。 | 地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に務めた。 | A           | 地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に務める。 |                   |
|      |       |       |                        |        | 保育課          | 関係課と連携し、避難施設運営のためのマニュアル整備や、避難施設としての備蓄管理を行った。   | 関係課と連携し、引き続き運営体制の整備・強化を図る。   | 関係課と連携し、避難施設運営のためのマニュアル整備や、避難施設としての備蓄管理を行った。   | A           | 関係課と連携し、運営体制の整備・強化を図る。   |                   |